

令和元年第2回防府市議会定例会会議録（その2）

○令和元年6月13日（木曜日）

○議事日程

令和元年6月13日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	河 村 孝 君	2 番	山 本 久 江 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	牛 見 航 君	6 番	曾 我 好 則 君
7 番	安 村 政 治 君	9 番	石 田 卓 成 君
10 番	宇 多 村 史 朗 君	11 番	吉 村 祐 太 郎 君
12 番	藤 村 こ ず え 君	13 番	清 水 浩 司 君
14 番	三 原 昭 治 君	15 番	清 水 力 志 君
16 番	山 根 祐 二 君	17 番	高 砂 朋 子 君
18 番	久 保 潤 爾 君	19 番	田 中 健 次 君
20 番	今 津 誠 一 君	21 番	田 中 敏 靖 君
22 番	和 田 敏 明 君	23 番	上 田 和 夫 君
24 番	行 重 延 昭 君	25 番	河 杉 憲 二 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 森 重 豊 君

教 育 長 江 山 稔 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君
総 務 部 長 伊 豆 利 裕 君 総 務 部 理 事 石 丸 泰 三 君
総 務 課 長 永 松 勉 君 総 合 政 策 部 長 小 野 浩 誠 君
地 域 交 流 部 長 島 田 文 也 君 生 活 環 境 部 長 原 田 み ゆ き 君
健 康 福 祉 部 長 熊 野 博 之 君 産 業 振 興 部 長 赤 松 英 明 君
土 木 都 市 建 設 部 長 佐 甲 裕 史 君 入 札 検 査 室 長 竹 末 忠 巳 君
会 計 管 理 者 吉 富 博 之 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 内 田 健 彦 君
監 査 委 員 事 務 局 長 野 村 利 明 君 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 福 江 博 文 君
消 防 長 田 中 洋 君 教 育 部 長 林 慎 一 君
上 下 水 道 局 長 河 内 政 昭 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 河 田 和 彦 君 議 会 事 務 局 次 長 藤 井 一 郎 君

午前10時 開議

○議長（河杉 憲二君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（河杉 憲二君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。19番、田中健次議員、20番、今津議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（河杉 憲二君） 議事日程につきましては、お手元に配付してございますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従いまして、進行したいと思いますので、よろしくお願いたします。

これより、質問に入ります。最初は20番、今津議員。

〔20番 今津 誠一君 登壇〕

○20番（今津 誠一君） おはようございます。令和初の一般質問でございます。それにふさわしい切れのある回答を一応求めておきます。

まず1点目、山頭火ふるさと館の活用についてお尋ねをいたします。

種田山頭火の顕彰記念館である山頭火ふるさと館が平成29年10月7日に開館して、丸1年と8カ月が経過しました。この館は学習施設、文化施設、観光施設としての機能を

有する施設と位置づけられております。このような施設として、現在どのように活用されているか我々議員にも、そして市民にも十分伝わっていないように感じております。先日行われました議会報告会においても、出席者からどのような教育的役割を果たしているのかといった活用の状況についての質問がありました。

今回のこの一般質問に際し、活用の状況を詳しく把握するため、西田館長からいろいろと伺いました。その結果、我々が知らなかった、あるいは十分知らされていなかったというべきか、活用の状況を知ることができました。つまり、学習施設、文化施設としての活用はかなり本気で取り組まれているということがわかりました。

その取り組みの具体例を申しますと、山頭火を学ぶ会というのが月1回、主催は山頭火ふるさと会と学芸員ということですが、大体20人程度が出席するという事です。それから次に、自由律俳句を学ぶ会、これが年10回行われておりまして、主催は書道家で山頭火の自由律俳句に詳しい富永鳩山氏であります。これも大体20人程度が出席されるそうです。それから、自由律句で遊ぼうという会も促されております。これは子どもを対象としたもので、年10回程度、少人数ですが行われているということです。それから、各地の公民館で、学芸員が出向きまして講座を開設しております。これは4、50人程度が参加されるようです。それから、山頭火をうたう会というのがありまして、これも月1回、これは市役所のOBの桑原一朗氏が主催しておられますが、ふるさとコーラス会がやっているそうです。そのほか、山頭火ふるさと館会報を年2回発行したり、小学校の全生徒に山頭火の小冊子を配付して、ちょっとこれ持ってまいりましたが、これ我々にも配られたものだと思うんですけども、これ児童、子どもたちに1人1冊ずつ配付して、子どもたちに郷土の俳句の達人といいますか、その紹介をしておるようです。

このようなさまざまな機会を通じて、山頭火と山頭火が創作した自由律俳句について、市民の理解が徐々に深まっていくのだろうと感じました。そして、市民の理解が深まることが、やがては観光にも生かされていく。観光振興の基礎になるだろうと思った次第であります。

さて、その観光施設としての活用ですが、結論から言うと全く図られていないというのが私の実感です。なぜ図られていないか、その理由は申すまでもありません。入館料を無料としたことです。観光の目的は一言でいえば、外貨を稼ぐことです。入館料の無料化は観光施設としての活用の放棄、経営努力の放棄といっても過言ではありません。特に、市外からの観光客の無料化は全くいただけません。はっきり言って間違っています。現在、入館者の約7割は市外からの観光客です。なぜこれを無料にするのか。みすみす入るべき金を失っているではないですか。財政の見直しをゼロベースでやっていく、あるいは各課

5%の予算カットをしていく、こういったことを進める池田市長の政策と全く矛盾するものではないですか。箱物には金がかかります。財政負担はつきまといます。館の年間の管理運営費は約2,700万円と聞いております。入館料が入らなければ丸々税金で運営することになります。入館料は有料とすべきです。この点について、説得力のある説明をしていただきたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 20番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 今津議員からの山頭火ふるさと館の活用についての御質問にお答えいたします。

山頭火ふるさと館は「山頭火をうたい、山頭火にしたしみ、山頭火をつたえる」を基本理念として、山頭火の顕彰や継承を行うことを目的とした文化施設でございます。議員御案内のとおり、山頭火を顕彰する取り組みが各種団体等で積極的に行われているところでございます。

一方で、防府天満宮のお膝元に立地する環境から、防府市まちの駅「うめてらす」等と連携して、新たな人の流れをつくり、防府市を活性化する観光施設としての役割も求められているものと認識しております。

お尋ねの観覧料につきましては、種田山頭火の顕彰と次世代への継承を図ることを主眼とした貴重な文化施設として、市民の皆さまはもとより、当市へ来訪された多くの観光客の方々に防府市の歴史や文化に触れていただきたいとの思いや、天満宮、うめてらす等の周辺観光施設と一体となった、集客の活性化を図ることを目的とし、無料化を実施したものでございます。

また、今年度から新設いたしました地域交流部において、市職員も出向させましたが、防府観光コンベンション協会との連携を緊密にして、さまざまな取り組みをしているところでございます。具体的には、観光ポータルサイト「たびたびほうふ」を利用した施設の紹介、企画展案内等を行うとともに、フェイスブックやインスタグラムなどの観光SNSによる積極的な情報の発信や、うめてらすにおいて当館への誘客に向けた宣伝用はっぴの着用等を実施しているところでございます。

なお、観覧料を無料とした4月以降、天満宮、うめてらすの周辺施設とともに集客増加が確認されており、4月、5月の当館の入館者の状況を昨年と比較しますと約3,000人から約5,000人へと、約1.6倍となっております。また、館内のショップでの売り上げは約1.8倍となっておりますので、無料化の一定の成果がでてきているものと考えております。

市といたしましては、市内外の方を問わず、多くの方々に山頭火の魅力に触れていただくことを第一に考え、また入館者の増によるショップ売り上げの増加にもつながり、何よりも、周辺の観光施設との相乗効果による市全体としての観光客の増加も期待されることから、山頭火ふるさと館につきましては、入館者全ての人を対象に無料としたものでございます。

なお、無料化による財政の経費負担の軽減につきましては、ショップの売り上げの推移等も含め今後の状況を総合的に判断しながら、山頭火ふるさと館がより魅力ある施設となるよう、より効率的、効果的な運営に努めることとしております。よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） ただいま市長は無料化したことによって、入館者が増えた、あるいはショップの売り上げも増えた、こういうふうに評価ができると言っておられますけれども、しかし、無料化したことのマイナス評価というものはしておられません。再度申しますが、観光というのは金が入らなければ意味がないんです。だから、グッズの売り上げ等も重要です。しかし、それとあわせて、入館料もいただく、これが経営です。そういった観点でもう一度、入館料の無料化というものについて、再検討をしていただく必要があるということを申し上げておきたいと思っております。

それから、観光コンベンション協会との連携を図っておるということですが、同じく地域交流部のおもてなし観光課、これとの連携というのが十分図られていないんじゃないかなという気がするんですけども、その点はどうなんでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） 御質問にお答えいたします。

先ほど、本答弁でも申し上げましたが、防府観光コンベンション協会へ市職員を出向させ、さらなる連携の強化を図ったことで、うめてらすにおいても、無料化に伴い観光客の方々へ当館への紹介がしやすくなったと、そういうふうにお聞きしております。今後、これまでの取り組みに加え、防府天満宮、うめてらすと連携した取り組みを増やすなど、適宜新たな宣伝手法の模索や観光イベント等への取り組みを通じて、多くの方々から愛される山頭火ふるさと館をつくってまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） 地域交流部には部長をはじめ、それから部次長も非常に優秀な人材がおられます。そういった人材を活用して、おもてなし観光課と連携を取ってやっ

て、もちろんコンベンション協会もそうですけども、そのようにしていただきたいと思
います。

それで、有効な具体策というものをこれから考えていく必要があると思うんです
けど、その点についてどのようなことを考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） 具体策と申しましても、今考えておるのが特別展とか、
そういうふうな形での誘客になります。あとは、防府天満宮とうめてらすの連携です
よね。これを無料化にすることによって誘客のしやすくなった状態になっておりま
す。その関係で、観光客をそちらのほうに誘客するというふうにしたいというふう
には考えております。
以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） それから、私が最も重要なことだろうと思うのが、発信力
の強化です。先ほど言いましたように、私たちも実際何をやっているのかよくわから
なかったというのが実情なんですけども、館長に聞くといろんなことをやって知ら
せてはおりますと。市の広報等を通じて、あるいはホームページ、それからマスコミ
、FMわっしょいとか、そういったものを通じて広く宣伝とか喧伝とかはしていると
、こういうことなんですけども。しかし、それが十分に市民一人ひとりに伝わって
ないんですよね。もう少し、何か有効な伝え方というものがないものか。

そういうことで、発信力の強化ということについて、どのように考えておられる
のか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） 御質問にお答えいたします。

先ほども申しましたが、観光ポータルサイト「たびたびほうふ」、このサイトを通じ
まして、またフェイスブックやインスタグラムの観光SNSなど、防府天満宮周辺
の観光施設と一体となった、積極的な情報発信に努めてまいりたいと考えており
ます。また、無料化による波及効果をしっかりと捉え、防府市の魅力を発信する
ため、防府観光コンベンション協会と連携して、引き続き発信力の強化に努め
てまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） それと、他施設との連携ですよね、山頭火に関
連する施設というのが熊本にもあるし、山口市にもあります。こういったところ
との連携もやっていくということも非常に大事なんじゃないかなと思
いますので、そういったことを利用しなが

ら発信をしていただきたいというふうに思います。

それから、館の充実ということが非常に大事だと思うんです。入館料を取られないというのも、あまり入館料をいただくほどの物がない、自信を持ってお見せする物がないという面も一面あるんじゃないかと思うんですけれども、そういう意味で展示資料の充実ということが大事だと思うんですね。市民からも二、三寄附を受けたりもしておるようすけれども、本物を買うというのは非常に金がかかってなかなか難しいと。で、レプリカを利用するということもあり得ます。ただ、聞いてみるとレプリカも結構金かかるらしいんですね。そういった面で努力もしながら。

例えば、金のかからないものというのは写真ですよ。ただ写真を撮って、要するに来館した方は、山頭火はどのような作品を残したのかということがわかれば、それである程度満足するわけですよ。ですから、そういった写真等の安上がりで見てもらうというのも一つの方法かと思うんですよ。で、さっき言った、山口市の文化資料館とか熊本の文学の歴史館、こういうところにもいろんな資料があるでしょうから、そういったところの資料を写真化して、防府で展示すると、できたらそういうこともあり得るんじゃないかなというふうに思いますので、ちょっとそれについていかがですか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 山頭火ふるさと館をより魅力ある施設にするためという今御提言があったと思います。この連休中に、私もあそこに5日くらい行ったんですけど、結構県外の方がいらっしやいまして、こんなにすばらしい内容があるのかとびっくりしたということがあって、そこで先ほどお示しになった本を子どものために買って帰るという方もいらっしやいました。

そういうことで、まずいろんなところに山頭火関連施設が全国にあると思いますんで、可能なものがあればその連携をしていきたいと思っておりますし、また今回無料化した要素の一つとして、市民の子どもたちみんなにわかっていただきたいと、山頭火を。そういう思いもございまして、これは教育委員会になるかもしれませんが、小・中学校の子どもたちにも無料化を契機に、しっかりとまずは防府市民の方が山頭火を知って、そして防府市民の方一人ひとりがまた口コミでも広めていっていただければ、また数が増えるんじゃないかと思っておりますし、この間実際に会った方もここへ来て、こんなすばらしいものがあるのかと、種田山頭火をここまで顕彰する施設はないですよと、わざわざ東京から来ましたという方もいらっしやいましたので、議員御提案のこともしっかり踏まえて、しっかりと発信して、また市民一人ひとりが発信できるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） 全国にはそういった山頭火ファンというのはたくさんおられるんですよね、意外と。山頭火も生涯6万句つくったというんですか。それで今残っているのが1万2,000句ということらしいんですけども、全国にも碑が800ぐらいあるらしいんですよね。そういったところにも十分発信をしていくということをやれば、また効果も出るんじゃないかなというふうに思います。

それから、今聞いてみると、山頭火がつくった句札というかなんていうか、私はよくわかりませんが、こういったうたを書いて、もちろんこれよりもっと大きいものですが、これまでもこれが家の前に貼られていたのはありますけども、これをもっと市内に掲示して、市民に広く知ってもらい、理解してもらい、こういうことが大事なんじゃないかなと思う。これがやられていないというのが、私は不思議ではしなかったんですけども、ぜひこれはそれほど金がかかるものじゃないので、ぜひやっていただきたいというふうに思います。いかがですか。

○議長（河杉 憲二君） 地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） お答えいたします。

山頭火の小径沿線に掲示されている句札については、観光客や市民の方が山頭火の小径を楽しんで散策していただくための大切な仕掛けというふうには考えております。しかしながら、この句札でございますが、個人の財産のところには貼るといような形もありますし、そういった個人の御厚意で設置されたものがほとんどであるというふうに考えておりますので、今後、市としてどのような対応が可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） 難しい理由を挙げる前に、もっと前向きに行動してもらいたいと申しておきます。

それから私、前に俳句でまちおこしをやっているというようなことを聞いておったんです。今度はこの質問をやるに際して文化・スポーツ課の職員にこんなことをやっているところがあるので、ちょっと調べてみたらどうかと言いまして、そしたら正岡子規の出した松山市、これはやっぱり俳句でまちおこしというのをやっております、俳句甲子園というのをやっています。それで、これは松山市が実行委員会なんですけど、高校生の国語教育の一環として松山市が誇る言葉文化でもある俳句を介して、地域間や世代間の交流を図ることを目的に開催していると。これなんか防府で先日ですか行われたようなんですけども、防府

で4、5回やっているそうですね。松山市とも連携が取られているんだというふうに思いましたけども、ぜひ、防府もせっかく山頭火という俳人が出たわけですから、これを生かす意味で、こういった俳句でまちおこしというのもぜひ考えてもらえたらなと提案しておきます。

それから、これで最後になりますけれども、入館料、これをとるのが今躊躇されておるわけですけども、ちょっとほかに財源を確保するという意味で、私が提案して、今あるNPOで実施しておりますふるさと納税指定寄附制度というのがあります。このふるさと館の運営に関する寄附を全国に求めるということも一案ではなかろうかなというふうに思いますので、これはぜひ検討していただきたいと思います。もし、答弁ができればお願いします。

○議長（河杉 憲二君） 地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） 質問にお答えいたします。

現在、指定管理者である防府市文化振興財団が施設運営の支援を目的にホームページ等で寄附の受付を行っております。ふるさと館指定での寄附も可能でございますので、そちらを御利用いただけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） 以上でこの項の質問は終わりたいと思います。

次に、市道・河川等の改修に係る申請状況及び当該予算の公表について、お尋ねをいたします。

単独市費による市道・河川等の改修工事は、当該地域の自治会等から申請がされ、原則申請の早いもの、緊急性の高いものから優先的に工事が着工されております。しかし、申請件数も多く、当年度の予算だけでは消化しきれず、申請者から不満の声が漏れ、担当職員も対応に苦慮しております。そこで、申請の内容とそれにかかる重要性の評価、申請の日時、申請の件数、そして当年度の予算額等を公表し透明化すれば、申請状況が一目瞭然で把握され、申請者の理解も得られやすく、職員も対応に苦慮しなくて済むのではないかと考えられます。このような制度を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 議員お尋ねの2点目、市道・河川等の改修に係る申請状況及び当該予算の公表についてでございます。

現在、市道と河川等の改修にかかる事業につきましては、基本的に本市にとって必要と判断した事業を市民の安心・安全の観点から緊急性、必要性が高いものから実施している

ところでございます。その事業の中には、市内各地域からの御要望という形で出てきて、現場を調査の上、その緊急性、必要性の有無を検討しなければならないものもございます。いずれにいたしましても、自治会等から出された改修要望につきましては、緊急性、必要性や市民の安心・安全の観点から、受け付けた順番も多少は考慮しつつ優先度の高いものから着手している状況でございます。

そのような状況の中で、議員御提案の、要望の内容などを公表し透明化することで公平性を担保するという制度に関しましては、申請内容の緊急性、必要性に応じて事業実施していくということを前提にすれば、市民の方々に対してその内容を御理解いただかなければなりません、それをホームページ等での公表だけで対応していくというのは難しいものと考えております。

現在、緊急性の高い案件につきましては、限られた予算の中でできる限り対応しておりますが、個別の要望に対しましても事業実施の可否について、申請者の方々に対し、まずは回答をさせていただいているところでございます。また、今年度から2カ年で実施いたします緊急自然災害防止対策事業のように財源を積極的に見出し、要望の多い河川の浚渫等を集中的に行うことで、他の要望、例えば、子どもたちの安心・安全の観点から危険性の高い通学路整備を実施するなど、緊急性、必要性の高い要望案件をなるべく早期に実施したいと考えております。

以上のことから、要望という形で自治会等から出される案件につきましては、その御意見を参考にしながら、議員御提案の趣旨を踏まえ、その実施の可否や時期に関しましては現地調査を行った上で、要望の申請者の方々に御理解を得るため、できるだけ早期に御回答させていただくとともに、緊急性や市民生活に影響のあるものを優先して実施してまいります。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） 結論的には、これまでのやり方を踏襲していくと、こういうことですか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） はい、結論から申し上げますとそういうことでございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） 市民から自治会等を通じて地域のいろんな課題等について陳情が、申請がされてくるわけですが、申請される人はやはり身近なものですから、自

分たちのものが大事なんだと、先にこれやってもらいたいと、こういう気持ちで申請をされてくるわけですね。ところが、市にも予算は限りがありますので、それらを全てすぐに着工することはできないわけで、そのときに陳情者によく理解をしてもらう必要があるわけですね。その際に、今、実際に市がどの程度のこの事業、これからやっていかなくちやならない工事を抱えておるのか、そして市にこのための予算がどんだけあるのかということが、そういう方々にはわからないから、とにかく自分ところのものを早くやってほしいと、こういう陳情をされるわけですね。そこを、公明正大にオープンにして、実はこういう状況なんです、これを見てくださいますと。あなたのところの件よりもこちらのほうにまだ重要性があると思われるものもあるんですよと、そういうようなことを説明して、よく理解してもらえば、市に再度苦情を申し出てくるということも抑制されるんじゃないかと。同時に、職員もそれに対するいろいろと心痛をされると思うんだけど、そういうものもなくなるんじゃないかと、そういう意味で私はこれを提案をしたわけです。しかし、現在のやり方がいいというふうに言われるなら、これは仕方ありません。これまで通り、要望者の苦情を聞きながら、胃薬でも飲みながらやりなさいと言うしかないわけでありませぬ。しかし、こういうことももう一遍、考えてもらう必要はあるんじゃないかと思っておりますので、そのことは要求をしておきたいと思っております。

以上、この項の質問は終わります。

次に、廃棄物の再生・再利用による最終処分場の永久使用について、お尋ねします。

最終処分場は平成8年、中浦の山林を開発して建設されました。当時、これをどこに建設するか、用地の選択に苦心した末、山林の取得費約11億円、建設費約19億円、合わせて30億円強かけて建設されました。

当初の想定では約60年で満杯と試算され、その内訳は第一工区が15年、第二工区が8年、第三工区が38年とされました。そして、これをなるべく延命化させるため、事業系廃棄物の搬入基準を厳しくしたりして、搬入量の削減に努めてきました。その結果、第一工区は既に想定15年を7年超え、22年経過しております。現在、約8割程度の使用にとどめておまして、このペースだと全体では相当の延命化が可能という状況にあります。

しかし、今のままでは、いつかはまた新たな処分場を建設することになるわけで、将来必ず環境破壊とともに多額の財政負担を強いられることとなります。しかし、今は建設当時と比べて資源化の技術が格段に進歩しておまして、処分場に投入する廃棄物の量を激減させることも可能となりました。

そこで、これまでの処分場の延命化を図るという思想、あるいは方針から、処分場の永

久使用を図るといふ方針に転じることはできないか、否、ぜひそうすべきだと考えてこの質問をした次第です。

まず、この発想に対して、執行部の見解を求めます。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 廃棄物の再生・再利用の促進による最終処分場の永久使用についての御質問にお答えさせていただきます。

防府市の一般廃棄物最終処分場は平成9年1月から供用を開始しております。現在使用しておりますその第一工区は埋立面積が3万600平方メートルで、埋立容量は31万6,000立方メートルとなっております。

建設当初の計画では、この第一工区の埋立期間は15年間を予定しておりました。しかし、その後、議員の御指摘もありましたけれども、平成12年6月の循環型社会形成推進基本法の施行を契機に、リサイクルの強化や一般廃棄物最終処分場の延命化に向けた取り組みといたしまして、平成14年度からそれまで搬入しておりました下水道処理汚泥を肥料や土壌改良材へ再生利用し、その後平成26年4月からは、ごみ焼却・バイオガス化複合施設の稼働に合わせまして、焼却灰につきましても全量をセメント原料化したことにより、大幅に埋立期間が伸びたところでございます。

さらに、一般廃棄物最終処分場への搬入量の削減に向けた取り組みといたしまして、事業系廃棄物につきましても、平成26年4月及び平成29年4月の2段階で、搬入量に厳しく制限を設けましたことから、平成31年3月末現在でも埋立残容量は9万1,500立方メートルあり、少なくとも今後20年間は搬入可能な状態となっております。

また、現在の一般廃棄物最終処分場の敷地内には、この第一工区のほかに第二工区と第三工区の用地が確保されております。しかしながら、用地を確保しているとはいえ、新たに一般廃棄物最終処分場を整備することになれば、議員御指摘のとおり、多額の財政負担が生じることになります。

現在、使用しております第一工区の延命化を図っていくことは大変重要なことだと思っております。防府市といたしましては、議員御案内の再資源化技術等の研究や先進事例を参考にするとともに、市民の皆さまの御協力もいただきながら、議員は永久使用と申されましたけれども、可能な限りの延命化に向けて努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） いま、市長も言われましたように、非常に再生資源化の技術

も進んでおります。したがって、やりようによっては延命化ではなくて、もうここで永久的に使用できるんだということは、私は十分可能だというふうに思っているわけです。じゃあどうすれば、ここにいろんなごみが捨てられないようになるのか、どうしたらいいのか、そういうことを考えていく必要があると思うんですね。

言われましたように、大変ごみが激減化しております。この理由というのは、市長も言われましたけども、必要に迫られて再資源化の技術が進歩していると。必要というのは、処分場を探すことが困難だとか、あるいは財政コストがかかり過ぎる、そういうことから再資源化の技術が今進んできておるということですね。

それから、もう1つは、あわせ産廃ですか——一般廃棄物と同時に産廃の一部も受け入れておるわけですが、この量的制限を設けたということですね。月間1.5トン、年間では12トンという量的制限を設けておるそうですけども。この点につきまして、防府市の処分場というのは、一般廃棄物最終処分場だということになっておるわけですね。だから、さらに量的制限を加えることも可能ではなからうかと。このあわせ産廃ということについては、ちょっと後ほどまた触れたいと思うんですけども、今後さらなる技術革新と、あるいはいろんな工夫によって廃棄物を際限なくゼロに近づけることができると考えるわけですが、そうなれば処分場の建設は必要なくなるわけです。

ここで、議会中継を視聴しておられる方によく理解していただく意味で、一般廃棄物には一体どんなものがあるのか、また、投入を例外的に認めている事業系廃棄物にはどんなものがあるのか、それからまた、この産廃についてはどういった業種の企業から持ち込まれているのか、また、それぞれの投入物の全体に対する比率等についても説明をしていただきたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

まず、最終処分場に搬入されているごみの種類についてお答えいたします。現在、最終処分場に搬入されている一般廃棄物の主なものは、焼却灰等の燃え殻類、破碎残渣、食器、ガラス、植木鉢等の陶磁器・ガラス類、またコンクリートの破片、ブロック、タイル等のコンクリート類となっており、事業系廃棄物の産業廃棄物につきましては、市の搬入基準によりまして、一般廃棄物と同程度のものとして燃え殻類、陶磁器・ガラス類、建設廃材として出るコンクリート片、石膏ボード、カーラ、ブロック、サイリングなどのコンクリート類が主なものとなっております。

また、搬入される事業者の業種につきましてですが、平成30年度に搬入された事業者の業種の主なものは、7割強が建設業でその大半を占めております。そして、卸売・小売

業と医療業がともに1割弱となっております。

次に、搬入物ごとの全搬入量に対する比率につきましては、平成30年度実績で申し上げますと、全搬入量3,322トンのうち産業廃棄物は198トンで、全搬入量のおよそ6%となっており、この産業廃棄物198トンの内訳につきましては、先ほど申し上げましたコンクリート類、こちらが174トンで約88%、陶磁器・ガラス類は24トンで12%となっております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） ありがとうございます。

今、持ち込まれている品目について御説明をいただきました。焼却灰はこれまでは飛灰がセメントの材料として使われておりましたが、主灰も平成26年にクリーンセンターが出来てからはこれもセメントの原料化に使うということで、これで相当の量が削減されたと思うんですね。あと、今紹介のありました中で、結局かなりのウエイトを占めておるのがコンクリート類、あるいは陶磁器類が少しありますけども、このコンクリート類というのは、まさに、これは産業廃棄物そのものなんですけど、今聞くと大手の建設会社等はこれはもう完全に自己責任で処理をして、再資源化をしておるということで。何で、じゃあこのコンクリート類がここに入ってくるのか。

聞くとところによると、先ほど建設業と言われましたけども、具体的にいえば解体屋さんですね、そういうところからこういったものが持ち込まれるということで。コンクリートですから、コンクリートは、今もう公共工事等で出てくるものはすべて再資源化されてるわけですね。ここから出るコンクリートは、もうやりようによっては再資源化にまわせるんじゃないかと思うわけですよ。なぜこれまわせないかというのと、少量で持ってくるんで、なかなかそれを処理業者には持っていても、処理業者が受け取ってくれないんじゃないかなと思うんですね。ですから、そういったものを仮置き場等に一時集積をして、そして一定量が溜まった段階でそれを処理業者にまわせば、このコンクリートというものも再資源化にできるんじゃないかなというふうに思うわけですけども、そういったことは考えてみられたことはありますか。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

これまでは、先ほど御答弁申し上げましたとおり、搬入量の削減ということに、そういう見直しを行いましての取り組みを行っておりますが、今御案内のような検討はいたしておりません。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） 原田部長も4月に変わってこられたばかりで、なかなか全体を勉強するまでの時間がないので、無理がないと思うんですけども、これも生活安全課だけでなく、総合政策課あたりでも考えて、そして、こういったものも、コンクリートもあればアスファルト片もあると聞いていますけれども、こういったものはもう大手が処理しているものと同質のものですから、処理ができないはずはないわけなんですよね。じゃあ、それをどうすれば処理ができるかということを考えて、そしてこの処分場に搬入するのを防ぐということも考えてもらいたいと思います。

あと、陶磁器等についても、これももう既に再生化しているところがあります。瀬戸焼とかいうのがありますが、なんかこれ再資源化してR e瀬戸とか、瀬戸にもじってR e瀬戸というようなことでやっているようなんですけども。

それから、あと分別化ですね。これも、できればこの分別をして捨てるという形が取れないものか。行政は、各家庭にごみを細分化して出してくださいという指導をしておるわけですね。そういう指導している行政が、処分場のごみが分別できないというのもおかしな話なんで、こういうことも考えてそれぞれ分別することによって、この再資源化がしやすくなるということもあるわけなんで、ぜひそのことも考えて、いろいろと総合政策あたりで考えてもらいたいというふうに思います。

総合政策部長さん、初めてですけども、ちょっと名刺がわりに一言いかがですか。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） 産業廃棄物搬入の削減ということで、総合政策部におきましては、産業戦略本部を所管しております。その中で、企業、それから金融機関などからなる産業戦略本部でさまざまな御意見をお聞きしております。そういった中で、この産業廃棄物の削減について、議論なり御意見を聞くようなことも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） 突然に済みませんでした。

最後に、あわせ産廃の法的位置についてお尋ねしたいと思います。産廃物処理法第11条第2項には、市町村はあわせ産廃を処理することができる規定をしております。処理しなければならないというふうには規定はしてありません。つまり、あわせ産廃の処理は市町村が任意でやっている事業なんだということですね。

しかし、産廃処理ができるといっても、市町村は何でもかんでも引き受けるわけではあ

りません。通常はですね。防府の場合は少し緩いですがけれども、少量のプラスチック類とか茶わんなどの不燃物に限定しているのが通例だというふうに言われております。

そういう状況なんですけれども、現在、自治体は行政コストの削減の一環として、このあわせ産廃処理サービスを中止する方向にあるというふうに言われておるわけです。防府市も、現在の業者さんの現状、状況というものもちろん考えていかなくちやなりませんけれども、この方向としてあわせ産廃を限りなく少なくしていくということも検討していく、もう時期にきているんじゃないかと、こういうふうにするわけなんですけれども、これについてどなたがいいかな、元クリーンセンターにおられた建設室のあなた、ちょっとその辺。

(笑声)

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 先ほど来、産廃ゼロというのはちょっと物理的には非常に難しい話だというふうに思っております。当時もいろんな技術の開発が進んでおりまして、いろんなことを考えましたけれども、例えば、植物油をディーゼルエンジンにというような、いろんなことあるんですけど、なかなか環境政策と言いながらコストがかかってみたり、逆にCO₂の排出が増えてしまったりとかいうようなことがありまして、なかなかバランスがとれないとかいろんなことがございます。技術的には進んでおりますので、そういったことはいろんな先進例も見ながら、やっぱり検討していくべきだろうというふうには思います。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） わかりました。わかりましたんで、これで質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、20番、今津議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 続きまして、1番、河村議員。

〔1番 河村 孝君 登壇〕

○1番（河村 孝君） おはようございます。「公明党」の河村孝でございます。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

まず初めに、7. 21、平成21年7月中国・九州北部豪雨から来月で10年の節目を迎えますことから、防災意識社会の構築について、御質問させていただきます。

まず、改めて災害でお亡くなりになられました方々の御冥福を謹んでお祈り申し上げます。

さて、昨年の平成30年7月豪雨で甚大な被害がありました倉敷市の真備町のことは、これからの大雨の時期への備えを前に、防災士の研修でも話題になっております。倉敷市の真備町で浸水した地域は、市のハザードマップで示した浸水想定区域とほぼ重なっております。マップの存在自体が知られていなかったり、知ってはいたが我が事として認識しなかったために、多くの市民が逃げ遅れたと識者より指摘されております。

今こそ、行政、住民、企業の全ての主体が災害リスクに関する知識と心構えを共有し、洪水、地震、土砂災害等のさまざまな災害に備える防災意識社会への転換が必要でございます。

そのためには、地域防災力を高めることが重要であると考えます。地域防災力は各個人、各地域が自主的に考えるところから始まります。例えば、ハザードマップなどのリスク情報の周知とともに、ハザードマップを自分のものにする工夫が必要です。本市発行のハザードマップ佐波川洪水編は、想定しうる最大規模の降雨、2日間総雨量508ミリにより佐波川が氾濫した場合に想定される最大の浸水の深さを表示した地図でございます。しかし、佐波川以外の河川や道路などの危険箇所の状況はここには示されておられません。10年前の7月21日の豪雨のときを思い出すと、佐波川の氾濫はありませんでしたが、私の近隣の用水路は水があふれ出し、道路との境界がわからないような状態で、実際の避難経路の検討はハザードマップのほかに、近隣の用水路の状況など各地域の状況を合体した上での判断が必要と思われまます。

自主防災組織リーダー・防災士フォローアップ合同研修会で、徳山高専の目山准教授も市のハザードマップに自宅や会社の位置など自分の情報を書き込み、自分のハザードマップにすることが大事との指摘がございました。

また、災害による被害を最小限に抑える取り組みにタイムラインがございます。これは、台風などあらかじめ予測できる災害に備え、行政や企業などがいつ、だれが、何をするかを事前に整理しておく仕組みのことで、タイムラインの最も大きな利点は先を見越した早目の行動が可能になることでございます。先月25日に行われました佐波川総合水防演習では、住民や各機関を含めて、タイムラインどおりに行動ができるかを主眼においた訓練で、私も大変に参考になりました。このタイムラインを住民一人ひとりが災害時に何をするかを事前にシミュレーションする、自分の防災行動計画——マイタイムラインが注目されております。このマイタイムラインや住民が主体となつてつくる地域防災計画の普及、自主防災組織の充実に取り組むべきではないでしょうか。

また、高齢者や障害者といった要配慮者の名簿は防府市では作成されておりますが、避難者に関する個別計画の策定がおくれております。地元の各自主防災組織と情報がつなが

っていないと思われます。倉敷市真備町地区で活動された防災士の方が体験を通じて、災害の事前の準備の大切さを力強く訴えられておりました。そこで、5点お伺いします。

まず、1点目として、私はこのような防災意識社会の構築が大切であると考えます。どのように進められるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、2点目として、地域防災力向上のために、防災士と地域住民との一体とした取り組みについて、お伺いいたします。

地域防災力の核となるのは防災士でございます。本市でも防災士が約300名と増え、地域における防災対策の受け皿はできつつあります。6月8日に開催されました防府市防災士等連絡協議会全体会議では、多数の防災士の方々が参加され、お一人お一人の防災への取組意識が非常に高いことを感じました。しかしながら、防災士の方からお聞きするのは地域との共同作業の難しさ、個人での活動の限界などの声をお聞きいたします。これは、防災に対する意識が低かったり、一人ひとり違うからだと思えます。地域住民の方に防災・減災対策の重要性を広く啓発し、日ごろから地域防災のために、何をすべきかの指針を具体的に示し、地元の防災士が行動を起こしやすいような環境づくり、仕組みづくりが大事だと考えております。防災士と地域住民との一体とした取り組みをどのように進めるのか御所見をお伺いいたします。

3点目として、国土強靱化地域計画の策定について、お伺いいたします。

災害への備えには漏れがないか常にチェックし、対策を磨き上げていく姿勢が行政には欠かせません。内閣府によると2013年成立の国土強靱化基本法で努力義務となっております国土強靱化地域計画について、都道府県ではすべて策定しておりますが、5月1日現在、市町村区は全国で111市町村区にとどまり、全体の6%に過ぎません。現在策定予定の市町村区も81市町村区にとどまっているのが現状でございます。山口県内では山口県だけであり、市町は策定済みも予定も含めてゼロでございます。国土強靱化地域計画は人命の保護をはじめ、行政機能や産業活動の維持などを柱に、想定される自然災害によるリスクに対し、それぞれの地域が、どこが強く、どこが弱いのかを洗い出します。その上で、自主防災組織の組織率や利用者が多い建築物など、具体的な取り組みを数値目標で示すものでございます。

今まで、過去の大規模自然災害は発生するたびに長時間かけて復旧・復興を図る事後的な対策を繰り返してきた現状がございます。いかなる災害が発生しても、最悪な事態に陥ることを防ぐためには、地域社会の基盤を強化していくことが重要でございます。国土強靱化地域計画の策定の大きな意義もここにあると言われております。この国土強靱化地域計画の策定が必要ではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

4点目として、国土強靱化地域計画では想定される自然災害によるリスクを考えて備えます。本市は南は海、3方は山に囲まれている地理の特徴がございます。災害に強く、迅速な復旧・復興が可能な防災に強い防府市を考えると、山陽道と国道2号、あるいは国道262号など、他市との連絡道路の整備が重要であると考えます。どのように進めるのか、御所見をお伺いします。

最後に、5点目として、向島地区についてでございます。昨年の大島大橋の損傷が周防大島の経済、社会活動に深刻な影響を及ぼしていることは記憶に新しいことでございます。改めて、橋の重要性について考えさせられました。大島大橋と同様に本市の向島は県道の錦橋のたった一つの橋によって本土と結ばれております。珍しい構成の可動橋でございますが、昭和44年に完成し、ことしで50年を迎え、老朽化も心配されるところでございます。以前にはもうひとつ、仮称第2錦橋を架けるといようなお話もあったとも地元では言われておりますが、これも島としての環境で御心配のあらわれではないかと思えます。大島大橋の事故を考慮し、向島の錦橋の老朽化対策などを含む、向島の総合的な防災対策も必要ではないかと思えますが、御所見をお伺いいたします。

以上5点、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 1番、河村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 河村議員の防災意識社会の構築についての5点の御質問にお答えいたします。

私は市民の皆さまの安心・安全が最大の責務であると心がけており、防災対策は最重要課題であると認識しております。ことしは平成21年7月の豪雨災害から10年目を迎え、さらに防災への取り組みをしっかりと行っていかなければならないと考えております。

さて、まず1点目の防災意識社会の構築の進め方についてでございます。国においては、近年発生した数多くの災害の教訓を踏まえ、災害リスクに関する知識と心構えを社会全体で共有し、頻発化・激甚化する災害に対して、ハード・ソフト施策を一体として、社会全体で備える防災意識社会への転換を促進しております。

市では、平成21年豪雨災害の体験と教訓から、いち早く市民一人ひとりの防災意識の高揚と地域防災力の向上に努めております。こうした中、今年度は県と協働いたしまして右田地区を対象に、災害時の避難行動に焦点を当てた率先避難モデル事業を実施するなど、市民の防災意識の一層の高揚を図ってまいります。

令和という新時代を迎えた今、防災意識社会を実現するため、改めて整備効果の高いハード対策と住民目線のソフト対策に一層努めていきたいと考えております。

次に、2点目の地域防災力向上のための防災士と地域住民と一体となった取り組みなどの進め方についてです。

まず、最初にですが、先月には国交省や県と協働いたしまして、石井国土交通大臣も御臨席いただきましたけれども、地元の自治会等多くの住民の皆さまにも参加を得て、また多くの防災機関と連携した実践さながらの佐波川総合水防演習を実施し、地域防災力の向上に向け、有意義なものになったものと思っております。また、防災出前講座のほか、自主防災組織を対象とした活動補助や防災士の養成講座を行うとともに、議員からも御紹介がありましたけれども、防災士相互の情報共有・連携強化などを目的として設立された防災士等連絡協議会との協働を始めたところでございます。さらに、来月の市民防災の日には、防災講演会に合わせまして、子どもやその保護者向けの体験型防災イベントを開催し、9月には女性をターゲットにいたしました「家庭でできる防災対策」をテーマに女性向け防災セミナーも実施いたします。

なお、自主防災組織や防災士の研修会におきましては、簡易トイレなど防災倉庫にある資機材の組み立て方や、議員御指摘のありました防災マップの活用方法、マイタイムラインなどの作成支援、要配慮者支援などをテーマとした内容等の充実を図り、より実践的な研修会といたします。

これらの取り組みを進めることで地域の防災活動の核となる自治会、自主防災組織と、それを支える防災士などが一体となって地域防災活動が活性化するようしっかりと努めてまいります。

次に、3点目の、国土強靱化地域計画の策定についてでございます。国土強靱化地域計画とは、あらゆるリスクを見据えつつ、自然災害により重要な公共施設などが機能不全に陥らない「強さ」と、迅速な復旧・復興などを可能とする「しなやかさ」を持つ地域づくりを展開する計画であります。県におきましては、既に平成28年3月に山口県国土強靱化地域計画を定められておりますことから、市としては現在計画を持っておりませんが、県の計画に沿った形で、各種対策を行うこととし、また進めております。今年度は国土強靱化の考え方に沿って、国の財政支援を積極的に活用し、河川浚渫などの緊急自然災害防止対策事業や漁港海岸堤防等老朽化対策事業などを行ってまいります。

次に、4点目の自然災害の際の防災面を考慮した他市との連絡道路の整備についてでございます。

土砂崩れや地震などの自然災害により、隣接市をつなぐ国道2号などの幹線道路が通行不能となった場合には、市内の県道、あるいは山陽自動車道等を使って迂回することとなります。平成21年豪雨災害においては、国道262号が土砂崩れにより長期間通行止め

になりました。その際には県の要請により、迂回道路として山陽自動車道及び中国自動車道に無料区間を設けていただいたことにより、物流や通勤・通学への影響を最小限に抑えることができました。このように、他市とを結ぶ広域ネットワークの強化は今後の防災・減災を考える上で非常に重要な課題であると考えております。

このため、国道2号の4車線化をすることは、防災・減災の観点からも非常に有効な対策であるため、早期に実現しなければならないと考えております。このため、富海地区において進められております4車線化の工事の促進、台道地区におけます4車線化の早期事業化に向けて、引き続き国に強く要望をしております。

最後に、5点目の向島の錦橋の老朽化対策などを含む、向島の総合的な防災対策についてでございます。

錦橋につきましては、議員御案内のとおり、昭和44年に完成した県管理の橋りょうでございます。県に確認したところ平成26年に施行されました、道路法施行規則により義務づけられました5年に1度の法定点検に基づき作成されました長寿命化計画では、健全な状態であるとされています。錦橋は重要な橋りょうでございます。今後も定期的な点検が実施され、適切に維持管理されるものと考えております。また、必要があれば県に対して要望等しっかりとしてまいりたいと考えております。

なお、向島の総合的な防災対策といたしましては、災害時に指定緊急避難場所等となります向島公民館の避難所機能の充実や向島小学校への防災倉庫の設置、備蓄物資の充実に取り組んでいるところでございます。また、あってはなりません、万が一孤立した場合には、山口県や自衛隊など他機関との連携を図りながらしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございました。

防災意識社会の構築は重要だとの御答弁をいただきました。私も同感でございます。さまざまな観点で御答弁いただきましたけれども、1点だけ、ソフト面とハード面を含めて、総合的に防災に漏れがないか常にチェックし、対策を磨き上げていくためにも、県の計画に沿った形で対策を行うとの御答弁でございましたけれども、国土強靱化地域計画の策定も御検討いただきたいことを重ねて要望いたします。

また、ソフト面のお話もございましたけれども、御答弁の中で女性向けセミナーの開催を紹介されました。女性の視点を生かした防災対策は、私も非常に重要であると考えております。それは「公明党」で昨年、100万人訪問調査運動を全国の議員が各御家庭や企

業に訪問して行った防災・減災について、女性や子ども用の防災備品を設置してほしい、あるいは避難所の運営会議に女性の参加を入れてほしい、避難所での高齢者、子ども、妊婦などの災害弱者を守る対策をしてほしいといった、女性の視点を生かしてほしいという要望が1番多く寄せられております。防災・減災における女性の参画の推進をさらにお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、再質問をさせていただきます。今、非常に重要だとおっしゃいました防災意識社会の構築で重要な側面というものは、今回で10年目の節目を迎えますが、世代を超えての地域の防災意識の継続性でございます。地域の特性や危険箇所を次の世代に伝えていく必要がございます。平成の時代でも、平成21年7月中国・九州北部豪雨以外に、平成3年の台風第19号、平成11年の台風第18号の高潮被害などがございました。

そこで、注目されるのは、学校における防災教育でございます。地域の災害などの歴史を学び、未来へ生かしていくことは大切な取り組みだと認識しております。しかし、教職員の先生方は地元出身者でない場合もございますし、異動もあります。地域の災害の歴史を御存じでないことも十分考えられます。保護者も本市へ仕事で転入されたり、家を新築されたり、地元の過去の歴史を御存じでないケースも考えられます。

そこで、学校における防災教育を保護者や地域の方との連携で行うべきだと考えております。具体的には、小学校の通学路点検では児童と保護者、みまわり隊や防災士など、地域の方が一緒に危険箇所を見て歩くことで、児童には実践的な防災教育、保護者とみまわり隊には地域の危険箇所の把握と防災意識の向上につながります。防災士も別の目線で地域を見ることができ、より実践的なスキルを身につけることが可能であると思われれます。教育長の御所見をお伺ひいたします。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 地域防災の中で、学校防災についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、公立学校の教職員は一定期間での異動があったり、地元出身でない者も勤務したりしておりますが、どの地域の学校であっても危機管理マニュアル及び学校安全計画を作成しており、緊急時における学校の対応を明確にすることで、教職員の危機対応能力の強化を図っております。その上で、各学校では教職員や子どもたちが地域の方々から直接、災害の歴史や避難方法といった地域防災体制について伝えていただく機会を設けて防災教育に取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、今後もこれまでと同様、地域との連携を生かした防災教育への取り組みを学校とともに進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございました。

しっかり取り組んでいかれるということでした。学校運営協議会、あるいはコミュニティスクールなど、組織を通して、地域と連携してしっかりと取り組んでいただきたいことを重ねて要望いたします。

激甚化する自然災害から市民お一人お一人の命を守るために、今後ともきめ細やかな防災体制の強化を要望いたしまして、この質問を終わります。

2番目の質問項目でございます。学校におけるICT環境の整備について、お尋ねをいたします。

新学習指導要領では、情報活用能力が言語能力、問題発見・解決能力などと同様に、学習の基盤となる資質、能力の一つと位置づけられました。各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されるとともに、小学校においてはプログラミング教育が必修化されるため、学習活動において積極的にICTを活用することが望まれております。

しかしながら、授業参観などで訪問する本市の小学校においては、電子黒板のような大型提示装置が校舎の各階にたった1台のみの設置になっていたり、子どもたちが使用するタブレット端末もクラスで2人以上が1台を共有し、学習するような状況を私は感じました。御存じのとおり、現在のスマホなどの情報機器は個人使用を前提にオペレーションが考えられておりますので、タブレット端末は1人1台での学習が効果的だと思います。

また、小学校のプログラミング教育では、プログラミング教育という学科が新しくできるのではなく、国語や数学や音楽など、さまざまな教科の学習においてコンピュータ技術を学ぶのではなく、プログラミングを体験しながら論理的思考を身につけるために行われます。そのために、機器の一定の台数はどうしても必要となります。

そのためにも、まずは少なくとも、各普通教室に1台の大型提示装置と1クラス分の台数のタブレット端末は必要であると私は考えます。本市の中学生が社会で活躍する時代は、この10年間のスマホの急激な進歩や市民への普及状況を考えると、今後も情報機器は驚くべき進歩をし、IoT、ビッグデータ、AI等の進化したICTの利活用が必須条件となる社会になるのは間違いないと思います。本市は教育のまち日本一として、ICT教育環境の整備を積極的に進めるべきであると考えますので、2点お伺いいたします。

まず1点目は、ICT環境整備の進捗状況と課題をお伺いいたします。

2点目は、今後のICT環境の整備方針についてお伺いいたします。

以上、2点お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 河村議員の学校におけるICT環境の整備についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、昨今の急速なICT機器の進歩と普及に伴い、あらゆる活動においてコンピュータ等の活用が欠かせない時代を迎えています。同時に、これからの社会を生きていく子どもたちにとって、将来どのような職業につくとしても、コンピュータを理解し、上手に活用していく力を身につけることは極めて重要な課題となっております。

こうした中、文部科学省は新学習指導要領にてコンピュータや情報通信ネットワークなどの環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることや、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を充実させること等を示しました。さらに、同省は平成29年12月に2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針を策定し、その中で2022年度を目途に電子黒板、大型モニター、プロジェクター等の大型提示装置を全ての教室に設置し、学習者用コンピュータを3クラスにつき1クラス分程度整備するなどの目標水準を示しました。

そこで、1つ目の御質問のICT環境整備の進捗状況と課題についてお答えいたします。

防府市教育委員会では平成29年11月にタブレット端末を各校当たりおおむね小学校20台、中学校10台、小・中合わせて400台整備するなど、ICT機器の整備を進めているところでございますが、小学校においてはクラスの全員が1台ずつコンピュータを使用したプログラミング学習はできない状況となっております。また、教室の数に対する大型提示装置の総数につきましては、小学校・中学校それぞれおおむね2教室に1台の整備率となりますが、理科室や音楽室といった特別教室に配置されていることが多く、普通教室に関しては整備率が低い現状がございます。

防府市教育委員会では、平成28年度よりICTに精通した教員を各小・中学校から集め、防府市ICT活用研究プロジェクトを立ち上げて、整備したタブレット端末の活用促進や2020年度から必修化される小学校のプログラミング教育の準備のため、実践・研究を進めております。その成果として、各学校においてタブレット端末を活用した授業が定着してまいりました。このことにより1人1台の端末が必要な状況や、複数の学年・クラスで同時に端末が必要となる状況が生じ、タブレット端末や大型提示装置の更なる整備が求められるところでございます。コンピュータ等を適切に活用した学習活動を充実させ

るという目標を達成するためには、これらの機器をさらに増やしていくことが今後の課題として挙げられます。

2つ目の御質問の今後のICT環境の整備方針について、お答えいたします。

防府市教育委員会といたしましては、整備したICT機器が有効に活用されるよう、引き続き教職員に対する研修を進めてまいります。さらに、先ほど課題として挙げましたように、まずは小学校から各校1クラス分のタブレット端末と各教室に1台の大型提示装置を整備してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございました。本市の状況がよくわかりました。また、教職員の先生方がしっかりと、そして着実に取り組まれていることもよく理解できました。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、教育のまち日本一を掲げる本市でございます。先進的な市では、具体的にどのような取り組みをしているのでしょうか。御質問します。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 先進的な市での取り組みについての御質問にお答えいたします。

佐賀県の武雄市の取り組みを御紹介いたします。武雄市は人口約5万人、小学校11校、中学校5校、防府市のおよそ半分の規模の都市であります。同市の機器の整備状況ですが、市内全小・中学校において全普通教室に大型提示装置及び無線LANが整備され、全ての児童・生徒へ1台ずつタブレット端末が整備されております。こうした環境のもと、教師が準備した画像資料や学習課題、各児童がタブレット端末にまとめた意見などを大型提示装置に映し出すことで、児童が視覚的に学習の流れを把握したり、互いの意見を簡単に共有できたりするなどの効果が得られるほか、児童の発表ツールとしても効率がよいことがわかっております。こうした取り組みにより、児童・生徒の学習意欲の向上や思考力等への学習効果が見られたことも報告されております。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） 御答弁いただきましてありがとうございます。

やはり、先ほど御答弁いただいたような最低限の設備というものは各校に必要なというふうに思います。また、今、御答弁いただきましたけれども、私もICTを活用した教育

というものは子どもたちの学習への興味、関心を高める効果があるというふうに伺っております。今の防府の子どもたちが活躍する2020年代から2050年代にかけて、そして21世紀後半にかけての世界を想像いたしますと本当にわくわくいたします。今の防府の子どもたちの中に21世紀のニコラ・テスラや世界的なIT企業の大経営者や世界的な学者、あるいは大政治家もいるのではないかと思います。

本市には、防府市青少年科学館ソラールがございます。ソラールではサイエンススクールや楽しい工作、科学教室など、スタッフの方が子どもたちのために一生懸命に運営されているのは理解しております。その上で、ソラールをさらに活用することで、親子でICTを第一線の技術者から学ぶなど、本市ならではの多角的な取り組みもできるのではないかと、考えられるのではないかと考えております。

今後とも、子どもたちが学びやすい環境整備に取り組まれることを要望いたしまして、この質問を終わります。

続きまして、3番目の質問項目である、消費税対策の施策の周知について、お尋ねをいたします。

国は、経済再生と財政健全化を両立するため、10月に消費税率10%への引き上げが計画されています。同時に、生活の安心確保のためにさまざまな施策が行われます。まず、酒類、いわゆるお酒と外食を除く飲食料品などの税率を8%に据え置く軽減税率が実施されます。同時に、購入額よりも割り増しで買い物ができるプレミアム付商品券は軽減税率の対象とならない生活必需品の購入にも充てられることから、消費に与える影響の緩和及び消費の喚起を図るために、発行されることになっております。東レ経営研究所の渥美由喜主任研究員は、生活支援策として有効、また子育て家庭の負担を和らげる効果があると評価されております。今定例会の補正予算案に関連予算が計上されております。

次に、所得の少ない高齢者の方へ介護保険料の負担の軽減も行われます。具体的には令和元年度及び令和2年度における第1号被保険者の介護保険料率のうち、特に所得の低い第一段階の被保険者の保険料率をさらに軽減するとともに、これまで軽減の対象となっていなかった第二段階及び第三段階の被保険者の保険料率も軽減されます。今定例会の初日では、専決処分として全会一致で承認されたところでございます。また、低年金の高齢者の方などに対しては、年金生活者支援給付金も支給されます。さらに、国においては、中小小売店のキャッシュレス決算に最大5%分をポイント還元のほかにも、自動車や住宅といった高額な耐久消費財について、税率引き上げに伴う駆け込み需要やその後の反動減への影響を緩和するために自動車・住宅の購入支援策も導入されます。具体的には、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に、自家用の三輪以上の軽自動車の取得を

した場合に限り、環境性能割を非課税または税率を1%減ずるものでございます。これも、今定例会初日に防府市税条例等中改正として、全会一致で可決されたところでございます。

3番目に、少子化対策、貧困の連鎖を断ち切ることを目指すため、消費税率10%への引き上げによる増収分を財源に充てて、10月から幼児教育・保育の無償化と来年4月から所得が低い世帯を対象に高等教育の無償化もスタートいたします。「公明党」が昨年実施いたしました100万人訪問調査運動でも、子育てについて74%の方が学費など教育の負担に不安や悩みを抱えていることがわかりました。私も切実な声をいただいております。子どもの幸福のための教育であります。私は教育の無償化は画期的なことであると認識しております。今定例会の補正予算案に関連予算が計上されております。

このような消費税に対する市の施策の周知が、消費に与える影響の緩和、特に市内における消費の喚起を図るために非常に重要であると私は考えております。

御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 消費税対策の施策の周知についての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、国においては、ことしの10月から10%に引き上げられます消費税の増収分を活用し、介護保険料の負担軽減、年金生活者支援給付金、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの施策を講じられます。

その一方で、消費税引き上げによる消費の冷え込みを防ぐための経済対策といたしまして、プレミアム付商品券の発行、消費税の軽減税率の実施、自動車の税の負担軽減などの施策も講じられております。

これらの消費税対策のうち、市におきましては臨時的な経済対策として、プレミアム付商品券の発行、自動車の税のうち市税である軽自動車税の負担軽減を実施します。さらに、恒久的な消費税対策といたしまして、介護保険料の負担軽減、幼児教育・保育の無償化を実施いたします。市で実施いたします各施策を市民の皆さまにしっかりと周知することは大変重要でございます。

ここで、施策ごとの具体的な周知方法について御説明させていただきます。

まず、プレミアム付商品券でございます。住民税非課税者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えるために発行するものでございます。現在、10月1日からの商品券の使用開始に向け、該当する方へは個別に申請書を送付するなどの準備を進めております。市民の皆さまへは、市の広報及びホームページへの掲載、市内の出張所等にはポスターの掲示やチラシの配布も行います。さらに、

プレミアム付商品券が使用可能な店舗には、取扱店舗であることがわかるポスターを掲示することで使用しやすい環境を整えてまいります。

次に、自動車の税のうち、市税である軽自動車税の負担軽減についてでございます。自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割を導入する10月からの1年間に限り、軽自動車を取得された場合に環境性能割を軽減するものでございます。また、現行のグリーン化特例措置を2年間延長いたします。市民の皆さまへは、市の広報やホームページの掲載により周知を図ってまいります。

次に、介護保険料の負担軽減についてです。65歳以上の高齢者のうち、住民税非課税世帯の方が対象となります。対象者を収入に応じて3段階に区分し、それぞれの区分に応じた軽減を行うものでございます。市民の皆さまへは、既に市の広報及びホームページへの掲載を行っておりますほか、本日発送いたします介護保険料決定通知書にも説明文を同封させていただいております。

最後に、幼児教育・保育の無償化についてでございます。現在、10月1日からの開始に向けて、準備を進めているところでございます。関係する教育・保育施設等の事業者に対しまして、7月中に説明会を実施するとともに、施設を利用されます保護者等へも施設を通じて説明文を配布します。さらに、市の広報及びホームページに掲載するとともに、子育て応援サイトやフェイスブックも活用し、周知を図ってまいります。

いずれにいたしましても、消費税引き上げが円滑に実施されますよう、消費税対策における市の施策についてしっかりと周知をしてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございました。

市民の方の関心が非常に高い消費税でございます。識者からは、景気の気は気持ちの気ともいわれます。このような消費税対策の施策によって、生活の安心を確保していることをしっかりと周知していただきたいことを重ねて要望いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、1番、河村議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、23番、上田議員。

〔23番 上田 和夫君 登壇〕

○23番（上田 和夫君） 会派「自由民主党」の上田和夫でございます。通告に従いま

して質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

最初は、中心市街地の活性化の取り組みについてでございます。

市長の選挙公約の一つ、「防災減災いちばん」では、市役所は現在地での早期の建て替えを実現し、同時に、中心市街地の活性化に取り組まますとあります。庁舎建設については、先般開催されました庁舎建設調査特別委員会において説明があったとおり、市町村役場機能緊急保全事業に経過措置が講じられることとなり、市債に係る後年度償還金の3割が交付税算入されることとなりました。また、議会棟の継続使用と仮設費ゼロといった事業費縮減の取り組みがなされたこととあわせると、約30億円の財政効果があったとの試算が示されました。この効果は、庁舎建設事業の財源フレームを確立させただけにとどまらないほど大きな効果になっているのではないかと感じております。

市長に就任されてからの取り組みの成果として、庁舎建設事業においてこうした効果を生み、そして、基本設計、実施設計に着手するところまで来たということでございます。となりますと、次は中心市街地の活性化に取り組んでいただき、市長の公約を、ぜひとも実現していただきたいと思ひます。

去る5月18日、鉄道高架25周年のイベントが開催をされました。写真のパネル展示等がされており、まちの移り変わりを十分に感じさせていただいたところでございます。本市においては、平成11年度に、計画期間を10年間とする防府市中心市街地活性化基本計画が策定され、「都市型社会にふさわしい、防府の生活都心の創造」を目標にまちづくりが進められてまいりましたが、平成18年に、防府駅てんじんぐち第一種市街地再開発事業として建設をされましたビルのルルサス防府ができたことを最後に、目立った取り組みが行われていなかったように感じられます。

少子高齢化問題など、当時の想定以上に伸長している社会問題も多くあります。また、本市に住むことに誇りと愛着を抱いていただくことは、持続可能な都市経営においても重要となっております。さらに、令和の時代が到来し、本市は、さらなる発展のための新しい方策を描くべきときにあると思ひます。

市長は、「市庁舎の建て替えを実現すると同時に、中心市街地の活性化に取り組まます」と言われており、大変なスピード感を感じております。市長の任期中に、中心市街地の活性化に向け、そのアイデアをどのように具現したいと考えているのか、加えて、具現化された事業の将来的な展開をどのように考えておられるのか、御所見をお伺ひいたします。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 中心市街地の活性化の取り組みについての御質問にお答えさせていただきます。

庁舎を含むまちづくり、防府駅周辺をはじめとする中心市街地の活性化は、防府市における大きな課題であり、行政と民間が一緒になって取り組まなければ解決できないものと認識しております。庁舎の建設さえも困難であった厳しい財政状況の中、私は、今後のまちづくりを進めていくためには、まずもって庁舎建設に必要な財政負担額をはっきりさせることが必須条件と考え、市長就任直後から全力で取り組んでまいりました。

昨年8月の庁舎建設調査特別委員会では、早期完成と事業費抑制のため、現庁舎敷地にて建て替える方針とし、供用開始予定を2025年度、市の実質負担額については約108億円とし、庁舎建設に取り組むこととお示したところでございます。

その後、全庁を挙げて進めてまいりました実質負担額の削減等につきましては、先月の特別委員会で御説明いたしました。市議会の御協力もあって、県の総合庁舎を仮庁舎として賃借できることとなり、供用開始を1年前倒しすることができるとともに、仮設庁舎が不要になったことで4億円、議員の皆様にご理解いただいた議会棟の継続使用により9億円、合計13億円の縮減が可能となりました。

また、最大の懸念でありました財源対策に関しましては、事業期間が平成32年度の完了分までとなっておりました国の市町村役場機能緊急保全事業の延長について、国に再三にわたり要望を行っておりましたが、国において、平成32年度までに実施設計に着手した事業については対象とするとされたことから、来年度までに実施設計に着手すれば、約18億円の交付税措置がなされることとなりました。こうした結果、実質負担額は、トータルで約30億円削減可能となったところでございます。

私といたしましては、市民ニーズを反映した庁舎の建設を行いますとともに、今後、この30億円の一部を生かし、国等のさらに有利な財源との併用も図りながら、防府の発展に向け、中心市街地の活性化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

中心市街地におけます社会基盤の整備に当たっては、昭和、平成にわたる大事業である本市の南北を一体化させた鉄道高架など、これまでの投資を最大限生かしながら、また、厳しい財政状況の中、財源が得られる事業を厳選することを基本としつつ、防府のまちづくりに向け、スピード感を持って進めていきたいと考えております。

具体的には、鉄道高架を通して中心市街地の南と北を結ぶ道路の整備は、民間投資の誘発が期待されるなど、地域経済の活性化にとって特に重要であり、急ぎ対応すべきものと考えております。今後、防府商工会議所や地元の御理解も得ながら、早期着手が図られるよう進めていきたいと考えております。

さらに、防災面など安心・安全なまちづくりの視点はもちろんのこと、鉄道高架から25年が経過する中、ルルサス防府ではテナントが撤退するなどしており、こうした課題も解決できるよう、あわせて検討する必要があります。

先月には、駅周辺の市民スペース等の再生を検討する庁内プロジェクトチームを立ち上げたところでもございます。加えて、既に特別委員会では、文化福祉会館を市庁舎に複合化するとともに、その機能の一部を中心市街地に移転すること、文化福祉会館の跡地については、防災公園と駐車場として活用することについて、お示しをしております。

また、駅北の公有地につきましては、今後、副市長をトップとする財政健全化対策本部において十分に検討の上、方針を定めることといたしますが、民間活力の導入に期待し、基本的には売却する方向で考えております。

私は、庁舎と中心市街地の活性化に向けての社会基盤整備については、いわゆるパッケージとして捉え、財政健全化の取り組みを進めつつ、実現可能性とスピード感を重視して取り組んでいきたいと考えております。

なお、今、申し上げましたことは、来年度、令和2年度までに庁舎建設の実施設計に着手することが前提となっていますので、来年度までに実施設計に確実に着手できるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 上田議員。

○23番（上田 和夫君） 御答弁ありがとうございました。ただいまの答弁の中で、「ハード事業をパッケージ化して、庁舎建設と並行して進める」との答弁がありました。中心市街地活性化の取り組みが、今後、具現化していくものと期待が膨らんでおります。「実現可能性とスピード感」と言われましたが、その姿勢を高く評価するとともに、党を挙げて協力をしてまいりたいと考えております。まずは、「公共の役割を示し、そして民間活力の導入を促進していく」とのことで、車の両輪となって前進していくことが極めて重要であり、このことを双方が合意することが重要と考えております。

そこで要望ですが、1つ目は、都市計画マスタープランでは、中心市街地を利便性の高い居住環境を創出するための施策を展開する都市機能誘導エリアと位置づけられています。単身世帯の増加や高齢化が進んでいる状況も見られますので、住民のニーズも踏まえていただき、例えば、医療機関や介護福祉機能の集積といったことにも光を当てた施策を展開していただきたいと思っております。

2つ目は、文化センターの一部を中心市街地に移転、整備するとのことですが、大変、私はよい考えだと思っております。最近、ルルサスが寂しくなっているという声を多く聞くことがあります。ぜひとも、ルルサスの空き部分の活用を図っていただきたいと思いま

す。

以上の２点を要望いたしまして、この項の質問を終わります。

次に、公立夜間中学の設置についてでございます。

夜間中学とは、戦後の混乱期の中で、生活困窮等の理由から、昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供する目的として、昭和２０年代初頭に中学校に付設された学級です。

昭和３０年ごろには、設置数は８０校以上ありましたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少し、平成３１年現在、９都府県で３３校が設置されております。

夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校などさまざまな事情により、十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、外国籍の者などの義務教育を受ける機会を実質的に保障するための、さまざまな役割が期待をされております。

また、夜間中学に通う生徒はそれぞれ背景が異なり、年齢、国籍等による生活経験や学力も一人ひとり異なることから、その実態に合わせたさまざまな工夫を凝らした教育が行われております。原則週５日間、３年間通うこととなりますが、中学校の途中まで学習していた場合には、２年生以上の学年に入学する場合があります。一般的な授業時間は、平日の夕方から夜にかけて１日４時間程度で、授業以外に学級活動、掃除などの時間もあり、運動会や文化祭、遠足、修学旅行など、さまざまな行事も行われております。

このような中、平成２８年１２月には、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が成立し、その第１４条に、年齢や国籍その他置かれている事情にかかわらず教育の機会が確保されること等を基本理念に、学齢期を経過し、小・中学校等における就学の機会がなかった者のうち、就学機会を希望する者が多く存在することを踏まえて、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務づけられました。今後、自治体においては、夜間中学の新たな設置や、いわゆる自主夜間中学等における学習活動への支援などに取り組むことが求められます。

また、市町村立のみならず、都道府県立の夜間中学の設置が進むよう、義務教育費国庫負担法が平成２９年３月に改正され、夜間中学を設置する場合においても、教職員給与等に要する経費が国庫負担の対象に加えられることとなりました。

さらに、平成３０年６月、第３期教育振興基本計画が閣議決定され、その中で、全ての都道府県に、夜間中学校を少なくとも１つは設置するよう教育機会の確保に関する施策を総合的に推進することといたしました。

平成２２年の国勢調査によると、義務教育を修了していない者、いわゆる未就学者は、少なくとも約１２万８，０００人、内訳は、日本人が約１２万人、外国人が約８，

000人です。そのうち、山口県では1,678人、本市では205人でした。

そこで、お尋ねをいたします。本市において、夜間中学の設置についての御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 上田議員の、公立夜間中学の設置についての御質問にお答えいたします。

現在、全国に中学校夜間学級、いわゆる夜間中学は33校ございまして、そのほとんどが、人口が集中する首都圏あるいは関西圏に設置されております。こうした地域には、就学機会の提供を希望する者が数多く存在する状況があり、夜間中学設置に至っております。

議員お示しの夜間中学に係る法律が成立しました平成28年度以降、山口県では夜間中学設置に向けた動きはなく、また、本市においても設置要望を受けておらず、現段階では、新設に向けた検討をする予定はございません。今後、多くの希望者の存在が把握できた場合には、設置に関して県と協議をしてみたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 上田議員。

○23番（上田 和夫君） はい、御答弁ありがとうございました。「設置要望もなく、設置する検討もしていない」ということですが、夜間中学の設置については大きく2つの課題がありまして、1つが、学校の数が少ないこと、2つ目が、先ほどおっしゃった潜在的な入学希望者やその周辺の人に、夜間中学の存在が知られていないということです。

こういった課題はございますが、先ほど述べましたように、国は全ての都道府県に少なくとも1つ設置するよう推進をしておられます。安倍首相も、平成30年1月22日の施政方針演説で、「誰にでも学び直すと、新たなチャレンジの機会を確保する」と、夜間中学校について触れられております。

先ほどもおっしゃいましたが、この中国・四国、九州地方では、広島市にあるのみで、山口県にもありません。本市の教育の目指す姿に、「教育のまち日本一」を掲げておられますので、他市に先駆けて山口県で最初の夜間中学校を設置し、先ほど述べましたさまざまな事情により、十分な教育を受けられなかった者等を受け入れて、教育の機会を提供していただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、23番、上田議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 0時59分 開議

○議長（河杉 憲二君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を続行いたします。

次は、6番、曾我議員。

〔6番 曾我 好則君 登壇〕

○6番（曾我 好則君） 会派「自由民主党清流会」の曾我好則でございます。通告に従いまして、2つほど質問させていただきます。

池田市長が就任され、約1年がたとうとしておりますが、1日も休まれることなく市民の声をお聞きするということを怠ることなく、これまで先送りや解決できなかった各課題に的確にスピード感を持って解決されていることに対しまして、深く感謝申し上げます。

また、市長就任早々、庁舎の建設地を現庁舎敷地とお決めになられ、瞬く間に軌道に乗りましたので、次の課題に向けて上田議員の質問と関連する部分はありますが、中心市街地の活性化を加速させるため、より具体的な市道整備について質問させていただきます。

本市では、かつて一大事業として防府駅付近連続立体交差事業、そして駅南北の地区区画整理事業や一連の再開発事業が実施されました。連続立体交差事業、いわゆる鉄道高架事業は昭和54年に都市計画事業として採択され、平成6年5月に上下線が開通し、新駅舎が供用開始されたところです。

そして、この事業にあわせて実施されました駅南北の都市区画整理事業、地域交流センターアスピラートやルルサス防府などの施設が整備された再開発事業により、防府駅周辺部の整備が進められ、一連の事業については平成23年に完了しました。

こうした取り組みにより14の踏切が廃止されるなど、交通事故や渋滞緩和などの安全面等の効果を上げるとともに、それまでJR山陽本線で南北に分断されていた駅周辺の一体的なまちづくりが可能となり、現在、駅周辺の一部においては商業施設やマンション等が集積し、この鉄道高架事業や一連の再開発事業は、我が防府市の発展に大きく寄与したものと考えております。

しかしながら、マンション開発などのあった駅周辺の一部を除けば、平成23年以降エリアマネジメントのようなものは一切行われておらず、その後は都市再生整備計画を策定し、観光情報板の整備と、高質空間形成施設として旧山陽道・萩往還の修景工やその周辺の電線類地中化の工事を行ってきました。これだけでは、まちづくりや中心市街地が活性化するにはまだまだ不十分です。

特に防府駅北側では、点在する空き地や駐車場、本市が所有する土地、空き店舗が多く

見られるアーケード街、空き家等々、中心市街地における数多くの低未利用地の存在があります。さらには、今の建築基準法に適合していない建築物や狭隘道路の存在等、中心市街地における環境は多くの課題を抱えている状況であると考えます。

これらの課題の解決のため、平成28年8月防府商工会議所が中心となって、防府市中心市街地活性化協議会を設立され、都市機能の増進と経済活性の向上を図るため活動を行っておられますが、活動の期間がまだ短いところもあり、これからに期待するところです。

これは全国的な傾向ではありますが、人口減少や高齢化が加速する中、市の玄関口である防府駅周辺のにぎわいの創出のための官民の連携と、ハード・ソフトの施策を効率的かつ効果的に推進することは、本市にとっての喫緊の課題であると考えます。

県内他市の状況は、下関市、山口市、周南市、岩国市が交通結節点の核となる駅周辺の中心市街地の活性化を推し進めているところでもあり、本市においては鉄道高架事業等により、かつては大きく前を歩んでいたかのように思いましたが、今では大きくおくれをとっているのではないかと感じております。

私は、駅北のまちづくりが一向に進まない要因として、駅の南側は土地区画整理事業により、東西に走る大きい通りまで歩道もある幅員で道路が南北に走っており、その周辺を含めてまちづくりが進んでいると感じておりますが、駅の北側は旧国道2号まで抜ける歩道もない狭隘道路しかないことから、まちの更新が進んでいないのではないかと考えますし、先ほどの上田議員の御回答でも、急ぎ対応すべきと言われております。

かつては鉄道高架事業により、JR山陽本線で南北に分断されていた駅周辺の一体的なまちづくりが可能となった話をさせていただきましたが、今こそ官民が連携してハード・ソフトの施策を効率的かつ効果的に推進するチャンスではないかと思えます。

ここでお尋ねいたします。現在、防府商工高等学校からルルサス防府東側を通過してTの字になっています栄町交差点までの市道栄町藤本町線ですが、そのまま北進して旧国道2号まで抜ける市道整備を行うことができれば、防府駅からルルサス防府を経由した回遊性が期待でき、まさに官民一体となったまちづくりが推進でき、今よりにぎわいが創出できるのではないかと考えます。

また、アルク防府店から栄町交差点までの南側の区間については、空き家も含め家屋やビルが密集し建ち並んでおりますが、これらについても市道の整備と一体的に面的な整備を行うことにより、その周辺も含めた土地の売買等の活性化、低未利用地の高度化、防災上や空き家対策も図れるなど、本市のまちづくりの観点から非常に有効な手段であると考えます。

同様に少し西側に行きますと市道赤間今市線がありますが、中国労働金庫からアパホテ

ルまでの区間で市道を拡幅することができれば、先ほどと同様に中心市街地の活性化が加速化できるのではないかと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 6番、曾我議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 中心市街地の活性化を加速化させる市道整備についての御質問にお答えいたします。

本市中心市街地におきましては、鉄道高架事業をはじめとした市街地再開発事業や土地区画整理事業の完了後、民間のマンション開発等により人口の増加がみられるなど一定の成果が上がっているものの、土地利用におきましては依然、低未利用地も多くみられ、十分に活用されているとは言えない状況が続いております。

そのような中、先ほども御答弁しましたとおり、中心市街地の活性化は大きな課題であると認識しており、庁舎建て替えに係る市の実質負担の削減で生じた貴重な財源の一部を、庁舎とあわせて中心市街地の道路整備等に投資することにより最大限生かすこととし、早急に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

お尋ねの中心市街地の道路につきましては、地元や経済界から議員お示しの2つの路線も含め、さまざまな御意見、御要望があることも承知しているところでございます。

市といたしましては、鉄道高架等を生かしたまちづくりを進めていくことが必要という観点やルルサス及び周辺の活性化等の課題も勘案し、狭隘で車両が通行できず、防災の点からも対策が必要であり、有利な財源・措置も見込めます市道栄町藤本町線、ルルサスの東側から南北を結び旧国道2号に至る区間を、まずは整備していきたいと考えております。

また、具体的な整備に向けましては、議員御指摘のとおり、ハード・ソフトの施策を効率的、効果的に推進し、民間の活力を取り込んでいくためにも商工会議所等に御理解をいただくことは不可欠であり、その上で早期工事着手、早期完成を目指し、商工会議所等の協力もいただきながら地元調整等に入りたいと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 曾我議員。

○6番（曾我 好則君） 御答弁ありがとうございました。

池田市長から上田議員への答弁の中で、駅北公有地は副市長をトップとする財政健全化対策本部で十分検討するとした上ですが、基本的には売却する方針もお示しになられております。そして今回、これら市道も整備する方針を明らかにされました。これまで市役所の位置がどちらになるかわからない中、民間も動きようがなかったと思います。

そして、市長が就任されて以降、どんどん市の方針が明らかになったことにより、民間企業等々も動き出しますし、これからは商工会議所等としっかり連携することで中心市街

地の活性化が加速化できると確信しており、党を挙げて全面的に協力いたしますので、あとは市長におかれましては、お体に十分気をつけられてということをお願いし、この項の質問を終わりたいと思います。

続きまして、土曜授業についてを質問させていただきます。

平成25年度から市内小・中学校で行われてきた土曜授業であります。私の子どもが小学生の軟式野球チームに所属しているため、市内のいろんなチームの御両親から、「土曜授業を早くやめてほしい」という御意見をよくお聞きするようになりました。

さて、本市では土曜授業に統一した基準日を設定していますが、各学校が地域の行事等に配慮しているため、基準日どおり実施できておりません。このため、市内小学校の野球大会を開催しようとしたら、全部で12チームありますので、土日の2日間必要となりますが、きょうはあの小学校とあの小学校が土曜授業なので午後に時間が変更になったとか、招待野球に誘われてもこの日は土曜授業があるのでほかの地域には行けないとか、毎月、土曜授業に配慮したスケジュールを組まなければなりません。もちろん、野球以外のクラブ活動など、同じように感じている方も多いのではないのでしょうか。

このため、土曜授業については、過去のいろんな議員の一般質問等を拝読させていただき、過去の経緯がわかってきたのですが、簡単に紹介いたしますと平成20年度の全国学力学習状況調査の結果において、市内の小・中学校とも全国平均より低く、特に小学校は国語、算数とも全国平均と比較して著しく劣っていたことから、防府市教育委員会ではこの調査結果を細やかに分析し、平成21年から24年の4年間、市内の全小・中学校と連携して、本市の子どもたちの学力向上に向けた実効性のある取り組みの強化に全力を注いでこられました。

その結果、小・中学校ともに着実に学力は向上し、平成24年度の全国学力学習状況調査では、国語、算数は小学校でほぼ全国平均と同じレベルに達し、理科においては県内でもトップクラスとなり、中学校でも数学は全国平均を超える水準に達しました。

レベルが向上した理由として、先ほど述べました子どもたちの学力向上に向けた実効性のある取り組みですが、大きく4つあったと言われております。1つ目が危機管理意識の共有、2つ目が授業力の向上、3つ目が学校支援員を配置するなど学習環境の整備、4つ目が自主的な学習習慣の向上でした。

これらの取り組みにより、平成24年度の調査で結果が出て、平成25年度から土曜授業を試行的に導入してまいりました。平成30年度に実施した調査結果を見ると、平成24年度と比較して恐らく成績が横ばいであり、中学校はむしろ下がっていると思います。結果を見ても、私は平成25年度から土曜授業は実施するべきではなかったと思います。

しかし、本市では土曜授業を導入するに至ったわけですが、平成24年当時ではゆとり教育の失敗から平成20年に学習指導要領が改定され、移行期間を経て、平成23年度から本格実施したため授業数が大幅に増加したことを受け、本市でも導入されるようになりました。全国的に土曜授業を導入している学校は10%にも満たない時期での導入でしたが、今でも年々増え続けており、全国では約25%が代休日を設けずに導入しているようです。

次に、平成29年に行ったアンケートに目を移しますと、児童・生徒に対する「土曜授業は楽しみか」という質問で、「楽しみではない」という回答が33%、「どちらかといえば楽しみではない」が36%であり、約70%が否定的でした。そして、「土曜授業で困ることは何か」という質問で、「休みが少なくなると疲れる」が70%で圧倒的でした。

また、教職員は「土曜授業を実施する上での課題は何か」の質問で、「土曜授業があるため防府市で働きたくないという声を聞く」が76%、次いで「児童・生徒の負担になる」が75%、「土曜授業の準備のため、業務が多忙になる」が59%、「振替休日が取りにくい」が54%など、やはり否定的な回答が多かったように見えます。

一方、保護者は「学校に行きやすくなった」「地域や保護者を巻き込んだ活動が充実した」「開かれた学校づくりが進んだ」、または「どちらかといえばそう思う」というような回答が多く、学校運営協議会委員においても同様の回答が多かったです。

いろいろ調べてみますと、保護者は共働きが多く、土曜日なら参観に行けるとか土曜日にも子どもを預けられるなど、保護者のアンケートには親の都合も随分入っているように感じます。開かれた学校になったという点に関してはいずれも高評価でありましたが、保護者と学校運営協議会の開かれた学校という点で、認識が少し違うのではないのでしょうか。

保護者の場合は、先ほど共働きが多い話をさせていただきましたが、土曜授業で授業参観やマラソン大会を見学できるようになったという点などを評価しており、学校運営協議会委員の場合は、土曜授業だけの評価ではなく、みずから関係しているコミュニティ・スクールを通じて開かれた学校になったという点を評価しているのではないかと考えます。

そもそも、土曜授業は児童・生徒の学力向上のために導入したものであり、コミュニティ・スクールは各地域において、地域と一体となって特色ある学校づくりを目的にしたものでありますが、今では何となく一緒に評価されてしまっているように感じます。

本市では、土曜授業を導入した前年の平成24年度から、全ての公立小・中学校がコミュニティ・スクールになりました。本市のコミュニティ・スクールの運営には、先日66歳という若さでお亡くなりになりました私の恩師である古江先生が、人生をかけた御尽力のおかげで、学校運営に地域の声を積極的に活かしていくことが可能となりました。

このため、私は学校運営協議会の中で、土曜授業の有無を含めて内容を検討していただくことが、地域と一体となって特色のある学校づくりを進めるにはより効果的であると考えます。

ここで、お尋ねいたします。土曜授業について県内他市で実施している状況、これまでの成果と課題、さらには今後の方針について、教育長の御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 曾我議員の土曜授業についての御質問にお答えいたします。

本市の土曜授業は、学校・家庭・地域の3者が連携して開かれた学校づくりを推進するとともに、各学校の特色を生かした教育活動を充実させるという目的のもと、平成25年度から始めた県内では独自の取り組みでございます。

土曜授業開始から5年が経過した平成29年度には、成果と課題を検証すべくアンケート調査を実施いたしました。その結果からは、児童・生徒の疲労や教職員の負担感等の課題があるものの、「保護者や地域の方が学校に行きやすくなった」「地域や保護者と連携した活動が充実した」など、学校・家庭・地域が総がかりで子どもたちの成長を促しているという一定の成果を確認することができました。

防府市教育委員会といたしましては、全国に先駆けた本市の取り組みによって、保護者や地域の方々が積極的に参加される教育体制が構築され、地域と連携した教育が軌道に乗ったと考えております。

そこで、令和2年度からは、教育委員会主導で始めた取り組みを見直し、地域全体の取り組みを加速させ、児童・生徒がより充実した週休日を過ごすことができるようその教育活動のあり方を、それぞれの地域で協議していただきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 曾我議員。

○6番（曾我 好則君） ありがとうございます。

県内では独自の取り組みということで、土曜授業が防府市のみの取り組みであるということがわかりました。

なぜ、本市に追随して、県内他市は実施しなかったのかは定かではございませんが、本市においては、コミュニティ・スクールの取り組みと相まって開かれた学校づくりが進み、地域の教育力が向上したという成果により、ただいま令和2年度からと御答弁いただきましたが、土曜授業ではなく地域主体の取り組みをさらに充実させ、それぞれの地域で児

童・生徒がより充実した週休日を過ごしてくれることを期待すると同時に、教職員の働き方改革にも十分配慮した取り組みとなるようお願いいたしまして、私の全ての質問を終わりたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、6番、曾我議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、3番、山田議員。

〔3番 山田 耕治君 登壇〕

○3番（山田 耕治君） 会派「絆」の山田耕治でございます。本日最後の一般質問となります。よろしくお願いたします。

私の令和初めの一般質問は不法投棄について、そして投票率の向上について質問をさせていただきます。

初めに、不法投棄についてですが、ごみの不法投棄は法律で禁止されている重大な犯罪であるということをしかりと認識してもらうことから始めないといけないと思います。廃棄物処理及び清掃に関する法律第16条にある、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないということでございます。

これに違反して不法投棄した者は、罰則の対象となることがあります。普通は5年以下の懲役もしくは1,000万円、法人になれば3億円以下の罰金、またはこれらの併科に処せられ、また未遂の場合も罰せられることとなります。廃棄物処理及び清掃に関する法律第25条、第32条でございます。

無意識のうちに、ちょっとくらいならと不法投棄を行い、重い罰則を受けてしまう可能性が十分にあるということです。1回の不法投棄でいきなり懲役刑や数百万円の罰金刑を受けることは少ないとも言えますが、それでも数十万円の罰金刑を受けてしまう可能性は十分にあるとも報道をされています。たかが不法投棄ではなく、十分に罰則が待っているということをきっちり認識してもらう。そのためには、市として厳しい態度を示さなければいけないと思っています。

不法投棄の対策や内容をインターネット等で検索してみますと、各自治体で不法投棄を抑制するために、さまざまな対応をとっておられます。また、不法投棄された場所が市民個人の土地だった場合、所有者が対策をとることもあり、監視カメラやパトロールなどによって不法投棄が発覚し、逮捕されるケースもあるということです。

不法投棄もいろいろな場所でいろんなケースがあると思います。例えば市が管理する市の土地に捨てられたごみは、そしてそのごみを発見したら、法律では不法投棄を見つけた人は、それを速やかに自治体に通報しなければならないと定めています。

であるなら、都道府県や市区町村は、廃棄物が適正に処分されるように努める義務があるため、相談体制もはっきりとおこななければならないのではと思っています。基本的には、ごみの処分はそのごみを所有していた人に責任があり、ごみを不法投棄された土地の管理者等々がごみの処分をする責任はありませんし、自治体にも責任があるわけでもありません。

ただ、捨てられたごみをそのままにしておくわけにもいかず、多くの場合、誰が不法投棄したのかわからないため、ごみを投棄された側の人の方が自分で処分しているのが現状だろうと思います。

良識のない人はそのまま、良識のある方が嫌な思いをして無駄な労力を費やさなくてはならない、何とも情けないことでございます。しっかりとした態度で、市としての対応も考えなくてはいけないと思います。

そこで、現状も踏まえて教えてください。

1つ目に、不法投棄に関する市民からの問い合わせや通報などの件数を教えてください。

2つ目に、不法投棄は山や川、道路や空き地、また市民個人の土地や公有地、海岸等どのようなところが多いのか。

3つ目に、市内のあちこちにある不法投棄の未然防止・抑制を図るための啓発看板を設置されていますが、市が出された看板の枚数は。また、どのようなところでの設置が多いのか。道路、河川、道路脇等々を把握されているのか。

4つ目に、抑制を図る看板等市販の物を購入する場合の補助制度はあるのか。

5つ目に、多くの市では、不法投棄多発地域に不法投棄監視カメラを設置するなど、さらなる不法投棄の抑制に努めていますが、防府市としての今後の考え方や取り組みを教えてください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 3番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山田議員の廃棄物の不法投棄についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり、廃棄物の不法投棄は重大な犯罪であり、本市に限らず多くの自治体が抱えている問題でございます。その未然防止には、不法投棄禁止看板の設置等による啓発活動や、監視パトロールの実施など、さまざまな対策が重要であり、本市といたしましても、山口県の山口健康福祉センターや防府警察署と緊密な連携を図りながら、協力して取り組んでいるところでございます。

特に山口県山口健康福祉センターとの連携におきましては、市の職員が産業廃棄物の立入検査等に係る県職員の併任辞令を受けておりまして、把握した産業廃棄物の不法投棄の情報に対し、現場の確認や保全等が迅速かつ的確に実施できる体制が整えられております。それでは、5点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の不法投棄に関する市民の皆様からの問い合わせや通報などの件数でございます。平成28年度は33件、平成29年度は27件、そして平成30年度は32件となっております。

次に、2点目の不法投棄の多い場所についてでございます。市内の周辺部で車で行くことができ、かつ人目につきがたい山林や道路脇の茂みが多く、最近では地域の不燃ごみなどの集積場所にも不法な投棄がなされており、地域の皆様も対応に苦慮されておられます。

3点目の啓発看板についてでございます。本市では、不法投棄の未然防止や抑制を図るため、市長と防府警察署長の連名による罰則規定を明記した警告看板と、空き缶などのポイ捨て禁止看板の2種類を作成し、無料で配布しているところでございます。

看板の設置枚数につきましては、2種類合計で平成28年度、また29年度も一緒でございますがおのおの109枚、平成30年度は189枚となっております。

これらの啓発看板の具体的な設置場所につきましては、不法投棄の警告看板は山林や道路脇などが多く、一方ポイ捨て禁止看板につきましては、比較的民家に近い道路脇や不燃ごみなどの集積場所に多く設置されております。

こうした看板の設置につきましては、地域の皆様が自分たちの地域は自分たちで守るという強い意志に基づき、不法投棄対策の一環として取り組まれているもので、未然防止の効果もあらわれてきております。

次に、4点目の不法投棄の抑制を図る看板等の購入に対する補助制度はあるのかとのお尋ねでございます。先ほど申し上げましたとおり、市が作成いたしました看板を無料で配布しておりますことから、看板等の購入に対する補助制度は設けておりません。

最後に5点目の不法投棄に向けた今後の取り組み等についてでございます。現在、特に不法投棄が多い市内3カ所に監視カメラを設置し、定期的に巡回するとともに、広報車による広報活動を行っております。カメラを設置いたしました周辺では、不法投棄は行われておらず、未然防止対策としての大きな効果があらわれているものと考えております。

監視カメラ設置には、相当の財政負担とはなりますが、不法投棄が多発しております他の場所への設置についても検討してまいりたいと考えております。また、監視パトロールにつきましては、市道をはじめ農道や林道のほか、公園や河川などの施設管理として実施しております。今後は特に不法投棄が多い場所を中心に監視の強化を図ってまいります。

いずれにいたしましても、市民の皆様には不法投棄は絶対に許さない、また、不法投棄はしないという機運が高まることが大切だと考えておりますので、市の広報や市のホームページなどによる啓発活動を行い、議員の皆様方のお力添えをいただきながら不法投棄のない美しいまちをつくってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。県ともしっかり連携を取ってやられておるといふことでございます。

不法投棄を発見した場合でございます。先ほどいろいろお話もあって、今からホームページでもPRしていくということでしたが、実際に不法投棄を発見した場合は警察なんだろうが、110番に連絡したほうがいいのか、最寄りの派出所がいいのか、警察署がいいのか。どこがベストでどこがベターなのか。ちょっと市民の皆様にもわからないというのがありましたので、この辺どういふふうな対応をすればいいのか、いま一度お答えいただければと思います。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 不法投棄を発見した場合の連絡先についての御質問にお答えいたします。

不法投棄を発見された場合は、山口県設置のフリーダイヤル不法投棄ホットライン、または市クリーンセンターまで御連絡をお願いいたします。

また、不法投棄ホットラインは24時間受け付けが可能となっており、電話番号は0120-538-710「ごみはないわ」でございます。よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。不法投棄ホットライン、フリーダイヤル0120-538-710の「ごみはないわ」ですね。しっかりPRしていただきたいんですが、先ほどここに電話するのと、クリーンセンターというふうに言われましたが、この看板にはクリーンセンターの電話番号はありません。ですから、その辺を後ほど言わせていただきますが、しっかりこの辺のPRを広報、そしてホームページ等々でしていただきたいということは要望しておきます。

私も環境省に直接電話もしてみました。産業廃棄物不法投棄情報受付専用窓口の一覧になりますが、そこにはやはり山口県の不法投棄ホットライン、これが今、部長言われた0120-538-710「ごみはないわ」ですね。

これと、あと下関、ここの2カ所が出ています。直接インターネット、ホームページからこういうところに飛ぶとか、市長も言われましたけどいろんな媒体が今ありますので、

しっかりPRのほうをしていただきたいと。これは要望をしておきます。

そして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で少し教えてください。第4条第4項になります。国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならないとあります。

そして、また清潔の保持等については第5条第2項になりますが、土地の所有者又は占有者——要は管理する土地について、管理している人になります——が、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならないとあります。

ここでは、市長に通報するように努めなければならないとあるわけですが、あくまでも努力義務ということでございますが、市長就任後、市長が把握される不法投棄に関する情報があれば教えていただきたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 市長就任後の不法投棄に関する通報件数についての御質問にお答えいたします。

通報件数につきましては、年度で集計をしておりますので、平成30年度の件数につきましてお答えいたします。合計で32件通報を受けております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。

市長さんが全てを把握することは難しいとは思いますが、あくまでも努力義務なんで。ただ、市として全体として、こういうこともしっかり考えながら、ごみをなくすという方向を、市としての毅然とした態度を、今後PRしていただきたいと思いますというふうに思っております。

先ほども廃棄物の処理及び清掃に関する法律から言いますと、清潔の保持等、第5条第4項では、何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。第5条第5項では、今申し上げた規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならないと続きます。（傍聴席で発言する者あり）

議長、よろしいですか。

○議長（河杉 憲二君） 済みません。お静かにお願いします。

○3番（山田 耕治君） 済みません。一つ例を挙げさせていただきます。

私、大道地区に住んでおります。大道地区の一例で言わせていただきますけど、小俣の交差点のところにセブンイレブンの大道がございます。その後ろと言えばわかる方はわかると思います。

以前御相談もさせていただいたということもありますので、担当課の方は御存じということで、ちょっとお話をさせていただきますが、ここは以前からも相談があったんだろうと思います。旧2号線、道路にトラック等が駐車している場所で、弁当殻やごみの不法投棄が絶えないと、たくさんの方から御相談がございました。看板も設置されていますが、どれくらいの看板が設置されているか御存じでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 議員お尋ねの箇所の、看板の設置の枚数についてのお尋ねにお答えいたします。

看板は、市の窓口のほうで無料で申し出のあった方に配付をいたしておりますが、設置につきましては申し出のあった方によって行われているものでございます。市内全域に設置されておりますが、お尋ねの箇所の看板の数につきましては、把握はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 設置枚数はわからないということでございました。

以前、私、道路課のほうで、ちょっとこの御相談をさせていただいたんですが、土木都市建設部長、把握をされていますか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） この場所につきましては、道路敷に16枚ばかりの看板が立てられていたり、くくりつけられていたりしております。ですが、看板として見えなくなっているものばかりと思います。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 部長、ありがとうございました。おっしゃるとおりです。

このエリア、2019年4月の11日に私調べまして、この一帯を全てずっと歩いて看板を確認し、全て写真に収めてまいりました。調査させていただきましたが、エリア内の看板が16枚、うち看板として確認できるものゼロ枚ですよ、ゼロ。これは看板の不法投棄です。

それで看板が外れて木だけの柱、これが3つです。これで管理できているって言えます

か。公共の施設でですよ。何か考えにゃいけないじゃないかと私は思っています。

確かに市民の皆様の要望で看板は立てられるかもしれませんが、管理場所は市の道路です。市の要望で、この看板として確認できない16枚の看板は、自治体の誰かが立てたんでしょうが、やはり自治会長さんも変わります。自治会の中で要望があって立てたりしても、自治会長さんが変わります。

それで、ひょっとしたら、そこでお願いして、市民の皆さんが立てられた方がいらっしやっただにしても、その方がひょっとしたら亡くなられる場合もございます。ですから、せめて市の公の道路であったり、河川であったり、公園であったり、そういうところには看板についても管理する仕組みが私は必要ではないかと思っています。

提案をさせていただきます。公園、道路、河川、港湾等々、ある程度絞った課レベルの不法投棄管理体制も必要ではないかと思っています。例えば港であれば河川港湾課、道路であれば道路課、公園であれば都市計画課レベルで、課ごとの電話番号を看板、シールでも張っていただいて、課の中でそういう管理システムをつくる。これは、大変重要なことではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

今後、看板の作成に当たりましては、生活環境部のほうで行っておりますけれども、こちらにはただいま、先ほど申し上げましたフリーダイヤルの番号のほかに、警告看板につきましては、議員が先ほどおっしゃられましたとおり、罰則規定がございます。5年と1,000万円という、そういった記載もございます。ただし、必要な情報として、どのような形で掲載できるかは、今後検討をしてみたいと思います。

種類といたしましても警告看板とポイ捨て看板と現在2通りございますけれども、警告看板のほうにそういった形で、どのように見やすい形で目にとまる形ということも合わせまして、検討をしてみたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 先ほどあった道路敷とか市の管理する土地につきましては、その設置した所管課をきちんと明記させていただきたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。

この不法投棄についてお願いしたかったのは、余りにもホームページ、広報での市民の皆さんに対しての周知が少なかったということと、たまたま私は大道に住んでいますから、大道、そして従業員さんの負託がたくさん——今、例に挙げた場所が多かったんで、ちょ

っと聞いてみたんですけど、市内にはたくさんそんな箇所があると思うんです。

ここは、やっぱり行政としての仕組みづくりが私は大切だと思っています。クリーンセンター全てが把握して動くという体制は、私は違うと思っています。各課がある程度絞った中で、今、河川港湾のほうではマジックでナンバー何ぼって看板の裏には書いていますけど。

それはそれとして、市民の皆さんに、看板を見たときに、ああこれは河川港湾課のここに電話したほうがいいんだねというのがわかれば、フリーダイヤルじゃなくても、ワンクッションなく直接河川港湾課なら河川港湾課、道路課なら道路課が動けるんで、そういうやっぱり仕組みづくりをしっかりと考えていただきたいということを、今回お願いしたかったものですから、質問をさせていただきました。

ホームページの広報や啓発活動、また各課に分けたパトロールも含めた管理体制の構築、ぜひ検討をして前向きに組織化していただきたいなというふうに、この項は要望をして終わりたいと思います。

次に、投票率の向上についてお尋ねいたします。

今回のテーマであります投票率の向上については、いろんな角度から投票率の向上に向けた取り組みが求められるんだろうと思います。公職選挙法の一部改正により、有権者の投票環境の向上に関する具体策もとられている中で、投票所の開設、できる場所も含め、その市区町村の区域内に限られ、また設置するかどうかや何箇所設けるかは、各自治体に判断が委ねられているのが現状でございます。投票率の向上とサービス向上に向けて、各自治体もしっかりとした施策で具体的な対策をしなければいけない時期です。

1年前の市の回答でございますが、2016年の公職選挙法の改正により、共通投票所の設置が可能となりましたが、設置には二重投票を防ぐためのシステム構築が必要であり、多額の費用を要することから、全国的にも導入は少数にとどまっております。本市でも、そのような状況から、導入に当たっては多角的な検討が必要となりますが、有権者の投票機会確保のため、今後調査・研究してまいります。期日前投票所の増設につきましては、住民登録等を扱う電算システムの更新に合わせて、システムの導入をできるように、現在検討しております。投票所での投票をしやすい環境づくりについては、期日前投票所に高齢者の方や障害をお持ちの方の待機場所を設置する等、サービス向上に引き続き努めてまいります。投票率向上に向け、現在も学校等での出前授業を行っており、今後も啓発活動に努めてまいりますというような漠然とした回答でございましたが、今後の具体的な取り組みについても、考えを教えてくださいたいと思います。

そこで、2点質問をさせていただきますが、今後投票率を向上するための市としての考

え方と具体的な施策について教えてください。

2つ目に、若年層の投票率の低さ等々も考慮した場合、任意の証明書ではございますが、投票済証明書等を発行し、その証明書を利用した地域への割引特典制度も考慮してみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2点お願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福江 博文君） 投票率の向上についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の今後の投票率を向上させる考え方と具体的な施策についてでございます。

最近の選挙での投票率が、地方選挙あるいは国政選挙を問わず低下していることは、大変憂慮すべき状況でございます。投票率を上げることは課題の一つであると考えております。

投票率の向上を図るためには、まず昨今、期日前投票の割合が高くなっていることから、これへの対応をしっかりと進めていくこと。また、投票率が低い18歳から30代後半の若い人たちに、選挙や政治に興味・関心を持っていただくことが必要と考えております。

そのため、現在、期日前投票所の増設に向けた準備を進めておりまして、来年の市議会議員選挙から市民の皆様が利用しやすい箇所を選定し、設置することといたしております。

また、あわせまして、若い人たちに選挙への関心を持ってもらうために、新たに選挙権を得ることとなります高校生も含め、おおむね30歳までの方を対象といたしまして、投票立会人を公募することを今現在検討いたしております。

また、高校生を対象といたしました主権者教育としての出前授業につきましては、優先的に対応をまいりたいと考えております。

なお、共通投票所の設置につきましては、新たなシステムの導入や運用方法につきましてクリアすべき課題が多く、全国的にも現時点で設置箇所が少ないということから、本市での設置につきましては、今後、先進地等の事例なども参考にしながら調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の投票済証明書等の発行による割引特典制度の導入についてでございます。

本市の選挙管理委員会におきましては、投票済証明書を発行いたしますことは、公職選挙法第52条に定めております「投票の秘密保持」の前提となります「投票したかどうか」、これを公表することになりますことから、証明書の発行はしないということといたしております。

また、投票を済ませた方が、商品の代金や施設の利用料などについて割り引きする、い

わゆる選挙割などの制度につきましてでございますが、こちらにつきましては、民間において実施されるべきものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 今後も投票率が上がらないだろうなというような回答で、ちょっと残念だったんですけど、具体的な数字で例を挙げますと、過去3年間の市長選挙、市議会議員選挙、県議会議員選挙だけで見てみます。

全てをただら言いますと時間がありませんので、この3つの選挙戦の有権者数の合計と投票者数の合計で投票率を計算してみますと52.15%、過去10年間で最も投票率が低かったのが——この10年間ですよ——平成26年5月の市長選挙でございます、投票率46.58%。最も高かったのが平成22年5月、これも市長選挙でございます、投票率59.8%。

投票日の天候もあるんでしょうし、そのときどきの景気等もひよっとしたら影響があるのかもしれない。また、選挙の争点が見当たらない、投票したい候補者がいない、投票しても政治は変わらないと思っているなど、政治への無関心、また諦めが強まっている。市民の関心も含めて、分析は非常に難しいと各市町村悩んでおられます。

ネット等で検索しますと、こういうことが必ず出てきます。また、若者に対しての投票率の向上については、今後の大きな私は課題だと思っています。なぜ若者が選挙に行かなくてはならないのかということで、キーワードでシルバーデモクラシーと。

要はシルバー民主主義というキーワードがネットでも出てきますが、少子高齢化の進行で、有権者に占める高齢者のシルバーさんの割合が増加して、高齢者層の政治への影響力が増大する現象と言われていています。

選挙に当選したいという政治家は、高齢者層が多い、要は選挙に行ってくれる高齢者の方の政策を優先的に打ち出しますということで、少数派である若者、中年層、意見が政治に反映されなくなり、世間の不公平さにつながるということでございます。

その影響で若者の投票率が低い。政策的アウトプットが若者に魅力がないとか関心のないものになってしまう。選挙への関心がないという点では負のスパイラル、これに陥ってしまうというような現象でございます。

若者が選挙に行った後に、自分が託した方、この方に対するチェック、我々議員が市長のチェックする機関でありますように、政策や行動についても議員や首長、また支援者との関係もある程度は緊張感を持って支援者につながることを、私は必要だと考えております。

各市町村も、いろんな試みをされております。中には選挙に行くきっかけをつくることで、少しでも政治や選挙、社会に向き合ってもらいたいという試みで、有権者を対象に、これもちょっとどうかと思ったんですが、福引、1等は商品券5,000円分という記事を見ました。

市の選管担当者は、選挙は本人の意思で行くもので、趣旨が変わるので推奨できないと。ここは私も納得したんですが。ただ、選挙に行くきっかけをつくるという意味では、そういう意味では意味があるのかなと。今後の投票率の向上に対しての秘策は何らか考える必要があるんじゃないかと思った次第です。

また、共通投票所に向けた商業施設がございました。イオンタウンやマックスバリュースさんも働きかけもしていただきたいということもあるんですが、当然試みもするということでしたので、ちょっと安心したんですが。

実は、防府市には大学は短期大学がございます。期日前投票所の設置も考えられないことはないのではないか。また、学生自体の投票率の向上に向けてのPRにもなるんじゃないかと思いますが、その辺の考えを教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福江 博文君） 市内の山口短期大学への期日前投票所の設置についてというお尋ねでございます。

まず、期日前投票所の増設につきましては、ずっと答弁でも申し上げておりますが、本庁舎以外に、来年の市議会議員選挙時にまず1カ所増設することを優先させていただきたいというふうに考えております。

その上で対応のマニュアルの整備、あるいは実際の障害等の対応策について検証する必要があると考えておまして、その後市民の利便性あるいは地域間のバランスなどを考慮しながら、増設については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴って、大学への若者応援隊ということで、選挙の立会人への参加実施もした市もあると聞きます。また、高校生の職場体験の延長として、投票所への案内や用紙の交付とか業務を担当してもらった等の記事も目にしました。

立会の件は、今回は予算で組まれていましたけど、これを無料にするかというのはまた考えなければいけないこととは思いますが、そういう他市の状況もしっかり研究して前向きにちょっと取り組んでいただきたい。ちょっと真剣に取り組んでいただきたいなというふうに、この案件も思います。

そして、投票済証明書の件でございます。先ほど方向性としてはやらないという方向でございましたが、今、世の中変わってきています。先ほど述べたように任意の証明書ですので、欲しい人が投票したあかしにもらえる仕組みが、私はあってもいいのではないかと考えています。

最近では自分のフェイスブック、インスタグラムを利用している人が増えてきています。投票に行ったよと写真をアップする方も、ひょっとしたら出てくるのではないかと考えています。

今、投票所に行って自分が投票したことも含めて、投票所での写真撮影はできません。ただ、投票済証明書があれば、防府市独自の証明書があれば、インスタグラムで、またフェイスブック等々で、行ったということで友達にPRすることも私は可能ではないかと、できることをしっかりやっていただきたいなど、そんなに難しい話ではないと思います。

また、それがワンステップなんですけど、その後、見据えた中で、その証明書を提示することで市内の商品、商店街や飲食店でのサービスを受ける仕組み、これも他市の状況も見ながら、しっかり研究していただきたいなというふうに考えています。

先般、防府商工の生徒さんが、若者の視点でまちの魅力をということで、ぶっちーを活用してSNSで発信するという報道がありました。若者の視点を取り入れることは、大変私は素晴らしいことと思います。

先ほど言いましたけど、シルバーデモクラシーもこれにつながるのではないかと考えています。一般質問の聞き取りのときに、SNSを利用した投票率の向上に向けたPRを、防府商工高校情報処理科の生徒さんへお願いしているとのことでした。

今、投票する場所で、先ほど言いましたけど、当然写真撮影はできません。投票済証明書があれば、投票へ行ったよとフェイスブックやインスタグラムに利用している方が増えている中で、しっかりここは、私はPRになるのではないかと考えています。

その証明書に、それをワンステップにさせていただいて、次のことは考えていただきたいんですが、今回、情報処理科生徒の皆さんに、議員からこんな提案があったよと、皆さんはどう考えると、ぜひ生徒さんに打診していただきたいと思います。そして、その結果も教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福江 博文君） 今、議員御案内のとおり、防府商工の生徒さんに、そういうSNS等を利用した効果的なPR方法について御検討いただいております。

ただ、今の投票済証明書につきましては、選挙管理委員会といたしまして、今は発行し

ないということですので、これが委員会としては発行しないということを進めておりますから、これを高校生の皆さんにどう思うということ投げかけたとしても、いいよということになっても、委員会としては発行できないということになりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） それでは、商工高校の情報処理科の生徒さんをお願いしているのは、市としてしているということでもいいんですかね。SNSを利用して投票率の向上に向けたPRをどう考えるのかというのを、防府商工の情報処理科の生徒さんへお願いしているという聞き取りだったんですけど違うんですか。

○議長（河杉 憲二君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福江 博文君） 今、確かにそういうアイデアについて、今は検討をさせていただいているという状況でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） よく理解できないんですが。どうでしょうか、市長。投票済証明書、そんなにお金がかかるわけではないと思っています。それで、私、先ほども言いましたけど、任意の証明書でございます。投票率の向上を図るのであれば、いろんな手を使っても私はいいと思うんですが。

欲しい人が投票に行ったあかしの、例えば幸せますのマークがついた防府市独自の証明書、ぶっちーのマークがついてもいいのかもしれません、そういう考えはどうでしょうか。お願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） いろいろ御提言ありましたけれども、選挙管理委員会のことでございますので、私のほうからは答弁する立場にないと思いますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） わかりました。ただ、投票率が下がってきている。関心がないっていうところも踏まえて、今後はやっぱり何か考えなければいけないと思います。指をくわえて見ているのではなくて、どんどん若い人を巻き込みながら、できる施策であれば。そんなにお金はかかりませんよ、本当に。

ぜひ前向きに考えていただきたいということを要望して、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、3番、山田議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河杉 憲二君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。皆様、お疲れさまでございました。

午後 2 時 7 分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和元年 6 月 1 3 日

防府市議会議長 河 杉 憲 二

防府市議会議員 田 中 健 次

防府市議会議員 今 津 誠 一

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年6月13日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員